

行政常任委員会

令和 2 年 6 月 1 9 日（金）

午前 9 時 5 9 分 開 会

○南委員長 おはようございます。

少し早いようですけれども、全委員おそろいですので、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

本日の欠席は、高村委員が病気のためでございます。

それでは、早速ですが福祉保健課より付託されました議案第 4 7 号の補正予算の説明を求めます。

○内山福祉保健課長 おはようございます。福祉保健課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第 4 7 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算につきまして、予算書及び資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の 1 0、1 1 ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 1 7 8 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、1 節社会福祉負担金 1 7 8 万 3, 0 0 0 円の増額で、生活困窮者自立支援事業等国庫負担金 1 7 8 万 3, 0 0 0 円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者自立相談件数と住宅確保給付金の増加見込みに伴うものでございます。

次に、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 5 0 6 万 1, 0 0 0 円の増額につきましては、2 節児童福祉費補助金 5 0 6 万 1, 0 0 0 円の増額で、地域子ども・子育て支援事業費補助金 1 5 4 万 9, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による小学校の臨時休校に伴い、放課後児童クラブを午前中から運営するための補助金と、放課後児童クラブにおける感染拡大防止対策のための空気清浄機等購入費用に対する補助金でございます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 3 5 万円は、第 3 回臨時会の第 2 号補正予算に計上いたしました国の子育て世帯への臨時特別給付金給付事

業費補助金の増額でございます。

次に、保育対策総合支援事業費補助金 316万2,000円は、保育園等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための空気清浄機等購入費用に対する補助金でございます。

次に、歳出でございます。

16、17ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費 775万5,000円の増額は、細目社会福祉一般総務費 775万5,000円の増額で、負担金、補助及び交付金 775万5,000円は、紀北広域連合負担金 775万5,000円の増額でございます。これは、昨年10月から消費税率の引上げに伴い、介護保険第1号保険者の低所得者の軽減強化を図るもので、紀北広域連合において保険料を再度推計し、国庫補助金 2分の1、県補助金 4分の1を差し引いた市町負担金のうち、尾鷲市負担金の増額とシステム改修等に伴う増額でございます。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費 238万円の増額は、細目生活困窮者自立支援事業費 238万円の増額で、委託料の生活困窮者自立支援事業委託料 122万8,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者自立相談件数の増加見込みに伴う人件費等の増額で、扶助費の住宅確保給付金 115万2,000円につきましては、住宅確保給付金の増加見込みに伴う給付件数4件分の増額でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費 374万の増額は、細目放課後児童健全育成事業 374万円の増額で、委託料の放課後児童クラブ運営委託料 225万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による小学校の臨時休校に伴い、放課後児童クラブを午前中から運営を行っていただいたことに伴う委託料の増額でございます。

負担金、補助及び交付金 148万2,000円のうち、感染拡大防止対策事業補助金 45万7,000円は、放課後児童クラブにおける感染拡大防止対策のための空気清浄機等購入費用に対する補助金でございます。

次に、放課後児童クラブ通所自粛に係る利用料補助金 102万5,000円は、感染拡大防止を図るため、市が放課後児童クラブへの通所の自粛要請を行った期間の利用料を保護者に返還するための補助金でございます。

内容につきましては、資料1で御説明をさせていただきます。

通知をさせていただきます。

○南委員長 資料、入っていますよ。このタブレットのほうへ送って。

○芝山福祉保健課係長 資料1について御説明いたします。

○南委員長 それでは、お願いします。

○芝山福祉保健課係長 資料1について御説明いたします。

まず、内容を御覧ください。

小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブへの財政支援の委託料です。

放課後児童クラブは、通常、学校終業後の放課後、午後からになりますが、児童を受け入れておりますが、小学校の休業中、また、分散登校も含みますが、午前中から児童を受入れするため、職員を配置して放課後児童クラブを開所し実施しております。

午前中からの開所期間は、4月7日から5月31日まで行いました。

予算額は、放課後児童クラブ2か所に対する委託料として225万8,000円を計上しております。

国の地域子ども・子育て支援事業補助金の対象で、補助率は3分の1となっております。

続きまして、②感染拡大防止対策事業ですが、コロナウイルスの感染拡大防止のため、放課後児童クラブで必要なマスクや消毒液、体温計、空気清浄機等の購入費を補助するものです。

予算額は、補助金として45万7,000円を計上しており、国の地域子ども・子育て支援事業費補助金の対象で、補助率は10分の10の国庫補助対象となっております。

③放課後児童クラブへの登所自粛要請に係る利用料減免事業ですが、感染拡大防止のため放課後児童クラブへの登所自粛要請をした期間、4月20日から5月17日までですが、その期間の利用料を1日当たり400円以内で減免するものです。毎月の利用料を自粛要請に協力していただいた日数を日割計算して減免いたします。

予算額は、補助金として102万5,000円を計上しており、国の地域子ども・子育て支援事業補助金の対象で、補助率は3分の1となっております。これら全ての事業費の合計は374万円となっております。

説明は以上です。

○内山福祉保健課長 予算書にお戻りください。

通知をさせていただきます。

通知、来ましたですか。

○南委員長 入っていない。

○内山福祉保健課長 すみませんでした。

○南委員長 ちょっと御注意申し上げます。やはり説明のところと合うような感じで、タイミングがあるで、しっかり頼みますわ、本当に。お願いします。

○内山福祉保健課長 すみませんでした。

次に、2目児童措置費2,014万6,000円の増額のうち、細目保育所事業371万2,000円の増額につきましては、負担金、補助及び交付金371万2,000円の増額で、感染拡大防止対策事業補助金316万3,000円は、保育園等における感染拡大防止対策のための空気清浄機等購入費用に対する補助金でございます。

次に、保育所通園自粛に係る副食費補助金54万9,000円につきましては、感染拡大防止を図るため市が保育園への通所の自粛要請を行った期間の副食費を保護者に返還するための補助金でございます。

内容につきましては、資料2のほうで御説明をさせていただきます。

通知をさせていただきます。

○南委員長 お願いします。

○芝山福祉保健課係長 それでは、資料2について御説明いたします。

内容のほうを御覧ください。

感染拡大防止対策事業としまして、保育園等で必要なマスクや消毒液、体温計、空気清浄機等の購入費を補助するものです。

予算額としまして、補助金として316万3,000円を計上しており、国の保育対策総合支援事業費補助金の対象で、補助率は10分の10となっております。

続きまして、保育園登園自粛に係る副食費補助金ですが、市が保育園への登園自粛を要請した期間、4月20日から5月17日までとなっておりますが、その期間の副食費を補助するものです。

予算額は、補助金として54万9,000円を計上しております。

事業費の合計は371万2,000円となっております。

説明は以上です。

○内山福祉保健課長 予算書にお戻りください。

通知をさせていただきます。

次に、細目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業1,643万4,000円の増

額につきましては、主なものといたしましては、18、19ページを御覧ください。

負担金、補助及び交付金1,635万円の増額のうち、子育て世帯への臨時特別給付金35万円につきましては、第3回臨時会の第2号補正予算に計上いたしました国の子育て世帯への臨時特別給付金の増額でございます。

この第2号補正予算における対象児童数の算出に当たりましては、市が児童手当を支給している以外の公務員の把握は困難であったことから、内閣府のほうで試算された対象児童見込数に安全率を上乗せし対象見込数を1,545名としておりましたけれども、再度、対象見込児童数を試算した結果、35名分の35万円を増額するというものでございます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金（追加支給分）、1,600万につきましては、国の子育て世帯への臨時特別給付金に市の支援策として、6月30日現在、児童手当受給対象者に対象児童1人当たり1万円を1,600名の児童に追加支給することにより子育て世帯の生活を支援するというものでございます。

内容につきましては、資料3で御説明をさせていただきます。

通知をさせていただきます。

○芝山福祉保健課係長　それでは、資料3について御説明いたします。

子育て世帯への臨時特別給付費（追加支給分）につきましては、2番の内容につきまして、対象者は、国の子育て世帯への臨時特別給付金の対象者に加えまして、新たに児童手当7月分の対象となった方、4月以降に転入や出生等によって新たに尾鷲市の市民になった方を対象にしております。保護者である対象者は1,000人、児童数としては1,600人を見込んでおります。

給付金の額につきましては、児童1人当たり1万円となっております。

実施方法につきましては、市から児童手当を振り込んでいる方、また、新たに対象となる方には6月下旬に案内通知を発送し、受給拒否の受付期間を設け、その後、7月中旬に振込を行う予定です。申請は必要としておりません。

公務員につきましては、国の子育て世帯への特別給付金の申請後に、その都度市独自の給付金としての案内通知を発送し、順次振込を行う予定になっております。

事業費は1,608万4,000円で、通信運搬費が8万4,000円、補助金として1,600万を計上しております。

説明は以上です。

○内山福祉保健課長　予算書にお戻りください。

通知をさせていただきます。

次に、3目母子福祉費246万4,000円の増額につきましては、細目一人親家庭等への臨時特別給付金給付事業246万4,000円の増額で、主なものとしたしましては、負担金、補助及び交付金、一人親家庭等への臨時特別給付金245万円は、市の支援策として、6月30日現在、児童扶養手当受給対象者に対象児童1人当たり1万円を約245名の児童に支給することにより独り親家庭の生活を支援するというものでございます。

内容につきましては、資料4のほうで御説明をさせていただきます。

通知をいたさせていただきます。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　それでは、一人親家庭等への臨時特別給付金につきまして御説明させていただきます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大、長期化する中におきまして、学校の臨時休業や事業所の休業などに伴い、特に、就業環境の変化による影響を受けやすい独り親家庭等に対する緊急的な支援として、児童扶養手当を受給する世帯に対しまして、対象児童の人数に応じて臨時特別の給付金を支給することにより独り親家庭等の生活の安定を図ることを目的として給付するものでございます。

給付の対象としたしましては、本年7月分の児童扶養手当を受給される方としまして、児童扶養手当の対象児童1人当たり1万円を給付するものでございます。

本事業の実施に当たりましては、7月初旬に対象の方に御案内を送付し、同月中に児童扶養手当の登録口座に振り込むことを予定しております。

なお、受給に当たりましては申請不要としておりますが、受取りを辞退される場合は、申請が必要となっております。

なお、対象見込数としましては165世帯、児童数では245人を見込んでおります。

事業費といたしましては総額246万4,000円であり、内訳としましては、通知に係る通信運搬費1万4,000円、補助金、給付金ですが245万円でございます。

以上でございます。

○内山福祉保健課長　予算書にお戻りください。

通知をさせていただきます。

次に、4款衛生費、1項保健費、2目予防費73万4,000円の増額につきましては、細目感染症予防対策事業73万4,000円の増額で、主なものとしたしましては、需用費62万9,000円のうち、消耗品費60万8,000円は、公共

施設に配置する手指消毒液及び非接触式電子体温計等の購入でございます。

内容につきましては、資料5で御説明をさせていただきます。

通知をさせていただきます。

- 東福祉保健課係長　それでは、資料5について御説明いたします。感染症予防対策事業についてです。

目的といたしましては、この新型コロナウイルス感染症の新規感染者及び感染拡大を予防すること及び感染予防対策に伴う外出自粛等により心身の機能低下及び子育て不安の状況等に対して支援するものといたします。

内容といたしましては、1番としまして、集団感染予防としましては、不特定多数が来所する中央公民館、福祉保健センター、本庁等公共施設においてアルコール手指消毒液を設置すること及び施設内を消毒する等の消毒液を設置いたします。また、非接触式電子体温計を整備いたしまして、多数の来場者が見込まれる場合は症状を把握いたします。

2番目といたしましては、感染対策の周知といたしましては、感染状況に応じた感染対策について市民に周知をいたします。

3番目といたしまして、心身の健康支援、子育て支援といたしまして、外出自粛要請等による心身への機能低下及び子育て不安の状況に対しましては、電話、面接等、個別の健康相談、個別の子育て支援を実施いたします。

実施方法といたしましては、感染対策の周知につきましては、公共施設等にポスターの掲示及び自治会や老人クラブ様等と連携いたしましてチラシの配布をいたしますとともに、個別相談にいたしましては、妊婦、ゼロ歳児から2歳児の保護者及び高齢者については緊急通報装置利用者等に個別通知をするとともに、広報おわせ等におきまして広く周知をいたします。

事業費といたしましては総額73万4,000円であり、内訳といたしましては、需用費62万9,000円、役務費8万円、使用料及び賃借料といたしまして2万5,000円を計上しております。

説明は以上です。

- 内山福祉保健課長　以上が福祉保健課の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の説明でございます。よろしく願いいたします。

- 南委員長　ありがとうございました。

福祉保健課に係る新型コロナウイルスに関連する補正予算の説明を受けました。

御質疑のある方は御発言願います。

- 小川委員 予算書の17ページのところの生活困窮者自立支援事業、これ、国の補助が4分の3ついているということなんですけど、先ほど委託料、これ、人件費と言われましたけれども、この積算の根拠というかその内容はどういうことになっているんでしょうか。
- 内山福祉保健課長 委託料増額につきましての内容でございますけれども、生活困窮者の実支援の相談担当がございまして、担当職員がございまして、担当職員が、このコロナ関連で時間外が増えておりまして、特に相談内容といいますと1人当たり1時間、2時間といったようなそういった状況でございますので、時間外手当として31万4,800円の増額。それから、問合せ対応、今の職員で対応し切れないということもございまして、7月から臨時職員を半年間雇用すると、そういったものに伴う委託料の増額でございます。
- 小川委員 確かに4月は、何か通常の5倍ぐらい相談件数が増えたということでお伺いしましたが、何か1人当たり1時間か2時間相談かかって、先ほど言われましたけど時間外が増えてしまったという。今後、給付金とかいろいろありまして、あと、商売している方だと持続化給付金とかいろんな国からありまして、多分5月、6月減ってくると思うんですよ。その減ってきたときに、そのまま、ずっとそのまま臨職で雇ったままでやっていくのかどうか、その点。
- 内山福祉保健課長 実績といたしまして、昨年度4月、6月につきましては、相談件数が、まず、総合相談件数が11件で、今年については30件。また、福祉資金の貸付金については、昨年4月、6月が1名で、今、4月、6月が16名ということです。今、全国的にもそうですし、また、コロナウイルス感染症といいますか、そういった状況が落ち着く状況では今のところないということでございまして、今の相談件数は、今年年内ぐらいしばらく相談件数が継続されるんじゃないかなということで、今のところこういった形の予算計上をさせていただいておるところでございます。
- 小川委員 今後、経済の動向によって、またどんどん増えてくるというおそれもありますし、それはそうかなと思うんですけども。もし、暇なとき、これから自分で、声の上げられない方もいますよね、知らない人とか。そういう方に対してのアプローチというかそういうのは、どのように考えておられるんでしょうか。
- 内山福祉保健課長 今回のこの相談につきましては、市のほうで相談を受け付ける、あるいは社協さんのほうで相談を受け付けるということでございまして、それぞれのほうでPRを行っていきたいと思っておりますし、これまでもPRのほう

は社協さんのほうで、この件につきましてはPRを行っていただいているというところでございます。

○小川委員　もう一点、住居確保給付金、今、4件分と言われましたけど、この限度額、一月の限度額、生活保護のあれと関連しているかと思うんですけど、3万幾らかなと思ったんですけど、その限度額が幾らなのか。それで、その内訳、4件分でこれだけの金額なのか、その内訳、教えていただけますか。

○内山福祉保健課長　当初予算では、1件分の3万3,400円の単価の6か月分という形での予算計上をさせていただいておりました。

今回の補正予算につきましては、4件分を見込んでおります。4件分の内訳といたしましては、1人世帯の方で一月当たり3万3,400円の3か月分、もう一件としましては、3万3,400円の9か月分、もうあと2件についてなんですけれども、今度は2人家庭の世帯については単価が4万円となっております。4万円の方については9か月分、もう一件、最後の3名から5名までの世帯につきましては、一月当たり4万3,400円となっております、こちらは9か月分、あわせて115万2,000円といった予算計上になっております。

○内山委員　資料5についてお聞きします。自粛ストレスについて。

現状も今後も電話相談、面談、訪問など増加が予想されておるんですけど、人員配置については十分でしょうか。

○東福祉保健課係長　ただいま保健師4名と、それから管理栄養士で対応させていただいておりますが、現状のところは対応ができていると考えております。電話でも問合せも頂いておりますけれども、今のところ対応ができていると考えております。

○内山委員　全国的なものなので、専門家の報告によると専業主婦のストレスが増加という報告もされておりますので、対応をよろしく願いいたします。

○三鬼（和）委員　予算書の16、17ページの児童福祉総務費と、それから、児童措置費について。特に、放課後児童健全育成事業、保育所事業について、資料でちょっと、資料のほうで。

この事業につきましては、資料にも載っておりますように加湿器等の購入が入っておるんですけど、これらについてちょっとお伺いしたいと思います。

水道の基本料金等々を含めて提案したのが多分4月の初めのときの全協で、保育園の加湿器、空気清浄機等が要るのではないかというのであるとか、学校のWiFi等について提案させていただいて、WiFiは金額が大きなことですので、その

後に福祉保健課のほうからコロナ対策の事業の報告があったときに、10分の10で補助が得られる事業がありますということを報告を受けたんですけど、これ、今回予算計上されて、これは、議会の議会人としては正常なことですけど、これは、今後、入札等々、議案が採択されればしていくというスキームになっているんですか、どうですか、その辺のところ。

○内山福祉保健課長　今回の予算計上につきましては、各保育園に当たり空気清浄機や体温計、マスク、消毒液等を買うということに対しての市のほうからの補助金ということでございますので、入札等の行為については、各保育園といえますか、統一した形で入札を行っていただくという形になるのかと思います。

○三鬼（和）委員　今定例会の冒頭の質疑でも、現南委員長のほうから土木関係の予算の流用というのかについて質疑がありました。12月においても、教育委員会のほうで、私、天文科学館か、のやつについては、整備費上げずに予算流用でやられたということをちょっと指摘はさせていただいたんですけど、このように、コロナの命に関わることで10分の10の補助があったということの確認ができた段階で予算流用して、先に先行して命を守るためにそういったことをできなかったのか、そういった議論まで行かなかったのかということをお伺いしたいんですけど。

○内山福祉保健課長　まず、文部科学省のほうで幼稚園に対する空気清浄機の予算化がされたときに、厚生労働省としてもそういったメニューがないのかということで私どもも調査をさせていただきました。その時点ではそういった補助制度は見つけられませんでした。

その後、補助率10分の10というのが、いずれその後見つかってきたというか創設されたわけでございますけれども、保育園の10分の10の補助率が制度化されたときに保育園のほうにも確認をさせていただきました。今現状、その時点では、十分、窓も1時間に1回最低は換気をするということを徹底していくということで、それではちょっと補助制度ができるまでそういった形でしばらくの間ちょっとそういう形で感染対策を行っていただくということでお願いしましたし、もしそういった補助制度ができたとなれば早急にそういった対応をさせていただくということで協議をさせていただいておりますので、今回この補助制度が確認された時点で各保育園のほうにはそういった話をさせていただきまして、この制度による補助の予算が成立するまでの間、それまでと同様の対応をお願いしたいということで、その辺はしっかりとやっけていただいているということで確認させてもらっています。

○三鬼（和）委員　本市においては感染拡大がなかったということで、不幸中の幸いということで。でも、これは命に関わる施策ということで、やはり、最初にパニックになったのは、学校が急遽休校とかになったときに、小さな子供を抱えている家庭では行き場もないとかと言って、いち早く民間の方が何人でも預かろうかと、危険を顧みずに、危険ですよ、これ、コロナに関しては、動いたという、動いてくれたということもあつたりとか、学校も再度また休校とかがあつて、本市においても、現場においても、初めてのことであるので戸惑うのは当たり前だとは思いますが、私、自分と自分の子供とか孫が尾鷲に住んでおつて、議員をさせていただいていると。そういうところ敏感に、決してうちの孫が対象者ではないですよ、そういうところの、敏感に感じることから、やっぱり命に関わる施策は、それこそ今定例会の本会議で南委員長に指摘された、そういった質疑の指摘された云々じやなしに、命に関わることはもっと議会と相談してですよ。確かに、議会のおる立場から見れば亜流になると思うんです、我々は審査する立場ですから。審査して調査権とか審議権を行使しなかったら議員ではなくなるわけですから、それは大事なことなんですけど、でも、命に関わることはケース・バイ・ケースで、やっぱり先行できることはできるというような議論を執行部においてもしていただかないといと、また、この新型コロナ以外のこういったウイルスとかそういったものになってきたときに果たして先行して対応ができるんかということも考えられますので、今回のやっぱり経過をまとめていただいた中で、こういったものについては、やはり強行してでも予算化して整備していくとか云々ということもやっぱりしなくちゃいけない、第2波、第3波が来るという考えでしたらしなくちゃいけないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。そういったことは政策会議とかでは議論は出ていないんですか、どうなんですか。

○内山福祉保健課長　今回の保育園であつたり放課後児童クラブに対するこういった感染対策に対する支援につきましては、もともとその感染症の危険が全国的にもと言いますか、三重県でも尾鷲もそうなんですけど、そういったことが広まったときに対策については十分話をさせてもらいまして、特に換気については十分徹底をしてくださいということでお願いをさせていただきましたし、それぞれの担当の方も十分その辺は御理解頂いて、空気清浄機は整備はされていないけれども、それに頼ることなく十分換気をするということで徹底していくということで私どもも確認をさせていただきました。

　　今後は、メニューであつたり、その内容にもよるんですけれども、国庫補助制度

がある、なしに関わらず、必要な部分については市単独でもやっていくというようなことの議論も今後当然必要となってくると考えておりますし、今後も、その第2波、第3波ということであり得ることですので、今回のことを参考にして協議を行っていきたいと、このように考えています。

○三鬼（和）委員　　2波、3波のこと、それから、また、これ以外のこういったウイルスなり何なりということも踏まえて、これは普通の整備事業とかそういったのとはちょっと違うものではないかなと思うことから、今後は、やっぱり命を守る施策については、確かに執行部と議会という二元代表制ということはあるんですけど、そこはそこで議長なり委員長なり議運の委員長なりに相談していただいて、尾鷲市ができる機能、権能を発揮するような体制とか、それは庁内でも議論していただきたい。福祉保健課長のほうからも提言していただいて、現在の調整会議の中で取り組んでいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○奥田委員　　今、三鬼和昭委員から結構厳しい意見がございましたけれども、課長、やはり次代を担う子供たちのためとか、次の世代ですか、執行部よく使いますけれども、本当にその子供たちのことを考えてやっているのかなというね。一生懸命やられておると思うんですけど、私も一般質問で、小学、中学校にも空気清浄機をという話をさせてもらいましたけれども、3月31日の日に、幼稚園には10分の10の支援で、国からの、空気清浄機つけたけれども、ちょっと遅いな、保育園はちょっと遅いなという気がするんですけど。

それはそれとして、何点かお聞きしたいんですけども、歳出で言うと18、19ページの子育て世帯への臨時特別給付金の35万の増額ですね。この理由、ちょっともう一回詳しく教えてもらえませんか。これ、当初1,545人でしたよね。1,545万だったと思うんですけど、これ、35万増額するということは1,580万になると思うんですけども、その理由って何ですかね。

○内山福祉保健課長　　まず、この対象者を算出するに当たりまして、国のほうから調査が参りました。私どものほうで調査をして、その件数というか対象人数を提出したんですけども、県内においても国が把握している数よりも増えているというか多い市町が多かったということで、内閣府のほうから数字が示されてきました。

尾鷲市においては1,406名という数値が示されました、1,406という数値が。ただし、それに10%の安全率を見ることが可能ですということも示されておりましたので、1,406名に10%の139名を上乗せして1,545名ということで、第2回の補正予算に計上させていただきました。

といいますのは、市のほうは公務員以外の児童手当の支給をしております、公務員については、各省庁といいますか官公庁それぞれが児童手当を支給しておりますので、その支給されている対象者が何名かというのは市としては把握できないものですから。把握できるのは、消防と総合病院と広域連合、把握できますけれども、国の機関であったり県の機関というのは、その人数が把握できないんです。ですので、こちらで把握ができる限りで申請をしたら、三重県内でも、ちょっと把握の数字が、見込みが多過ぎるといふ、市町が多過ぎたということで、結果として内閣府の示された数字の先ほど申しました1,406名、プラス、安全率を見るのが可能ということで139名を足して1,545名としたところでございます。

その後、ただし、よりもっと精度の高い人数の把握の仕方ができないかということを検討した結果、子ども医療費と独り親医療費の対象者につきましては、その職業に関わらず、公務員及び公務員以外の子供の方も対象ということがありますので、そこが一番よりニアリーな数字が掴めるんじゃないかということで判断した結果、35名を増やした形で1,580名という数字にしました。

国の制度におきましては、国の第2号補正は3月末時点での支給ということでございましたけれども、市のこの今回の1,600万につきましては、今、御審議頂いています、6月の時点で審議頂いているということから、3月末での支給というよりは6月末までに生まれた子も含めて対象にするべきではないかという議論の中で、1,580名に20名を加えて1,600名としたということでございます。

○奥田委員　いや、僕は、ちょっと課長、僕、聞いたことに対して、議案に対する質疑のときも申し上げましたけれども、一般質問のときも、聞いたことに対して答えてもらえませんか。僕は1,600万のことを聞いているわけじゃないんですよ、追加分を。国からの児童手当の1万円の支給について今聞いているんですね。聞いていないこと、僕、要らないです、答弁は。

なぜ、この、これ、5月7日ですか、臨時会が開かれて、国から10万円の特別給付金かの予算と、この1万円の児童手当の上乗せ分が言われましたよね。そのときには1,545人ですという説明があって、1,545万の予算計上をしていますと。不思議なのは、これ、4月1日現在ではなかったの。新しい高校1年生も入って話じゃなかったんですか。対象なんでしょう。4月1日現在ということで、高校1年生の分も入るんだということで、住民基本台帳が基本じゃないんですが、これは。1,545人というのは、尾鷲市としては把握できないんですか、これ、児童手当というのは。できないの。これはあれか。保険関係のあれでないもんね。

○内山福祉保健課長 同手当につきましては、市が支給していますのは公務員以外の方の児童手当を支給しています。公務員はそれぞれの省庁で支給しています。ですので、公務員の児童手当の数は把握できないです。公務員の方の児童手当の数というのは、市としては把握ができない状況にあるんです。例えば、県の職員さんであったり国の職員さん、省庁が違いますので。ですので、せめて把握できるのは、尾鷲市の職員とか消防の職員、病院の職員、広域連合の職員は最低把握できますけれども、例えば県民局の職員さんとか、例えば海上保安庁さん、警察さんとかというそういった市で払っていない方の公務員さんの把握というのは、正確に把握できない状況にあるわけです。ですので、私どもでおおよその把握を掴んで県のほうに申請したところ、尾鷲市もそうなんですけれども、ほかの市町も国からすると申請の件数がちょっと多い市町がちょっと多過ぎるということで、もう内閣府のほうで数字を示すのでそれで申請しなさいという指示が来ました。その数字が1,406名という数字でございました。ただし、国のほうは、当然誤差も生じるであろうから1割の安全率を見ることは可能であるということで、1,406名に1割を加えた、1割の139名を加えた1,545名ということで予算化をしていたわけでございます。

ただし、その後、もう少しより精度の高い調査の方法があるんじゃないかということで私どももちょっと考えたところ、公務員という概念を一旦置いておきまして、子ども医療費と独り親医療費の対象者につきましては、職業には関係なくそういった対象としておりますので、それで計算をしていきますと35名程不足するのではないかということで、第2号補正に計上しました1,545名に加えて、今回3号補正に不足する35名分の増額を要求したと、このような経過でございます。

○奥田委員 これは、あれですか、この児童手当の上乗せというのは、尾鷲市、当市でやるんでしょう、これ。やるんですよね。ちなみに住民基本台帳に基づいては、どれぐらいになる、何人ぐらいというのは分かっておるんですか。対象というのは。

○内山福祉保健課長 すみません。住民基本台帳で児童手当を支給しているというものではなくて、ですので、私どもが支払いしているのは、尾鷲市に住民票があって、しかも公務員と官公庁以外の方、民間の方に対して児童手当を通常支払っています。それに加えて、国は、公務員も含めなさいということでございましたので、それを把握しにかかったんですけれども、市役所、消防、病院、広域連合というのは把握できますけれども、例えば県民局さんであったり、海上保安庁さんだったり、

尾鷲警察さんというのは把握がし切れないものですから、そういった形で把握できる範囲での予算計上をしてあったと。

○奥田委員　それは、その把握できないというには、この住民票がこっちにあるとかそういうことは関係ないということなんですか。なぜ把握できないんですか。ごめん、ちょっと基本的なことを聞いておるかもしれんけど。

○芝山福祉保健課係長　住民基本台帳で概数というのは把握できるんですけども、お父さんが例えば尾鷲にいて子供さんがよそにいるというような方もいて、その方は、お父さん、受給者さんが尾鷲にいる場合は、子供さんの分ということで住民票というところの誤差もあります。

それと、あともう一点は、補足給付ということになっておりまして所得制限がございます、児童手当に関して。所得制限の方に関しましては、その方は対象外になります。

○奥田委員　何となく分かりました。住民基本台帳どおりではないということですね。

それで、資料3のところ、この、じゃ、国のほうは3月末現在ということね。ただし、高1は含めるということでしたよね。この資料3を見ると、資料4の、一人親家庭等の臨時特別給付金の場合は、対象者は令和2年7月分の児童扶養手当受給者が対象だということで、よう分かるんだけど、この尾鷲市として、さらに追加する1万円のこの児童手当の分というのは、この対象者は、どう見たらいいんですか、これは。国の分に追加して、6月30日現在で尾鷲市に住所のある人を追加するという意味ですか。これ、どういうふうに見たらいいんですか、この。

○内山福祉保健課長　6月末現在で児童手当を受給できるという資格のある方ということでございまして、期間としては4、5、6と3か月分増えるわけですけども、その期間に生まれてくるお子さんもいますので、国の制度の中ではその方は対象とされておりませんでした。ですので、新たに生まれた方も対象ですし、その間に転入されてくる方も対象にするという、そういった意味で、人数が、その3か月によってそういった人数が増えて、20名分が増えているということになります。

○奥田委員　それだったら、別に、この2行書いていますけど、国の4月分やら、その次に6月30日現在って。上の分、要らないんじゃないですか、これ。6月30日現在で尾鷲市に住所のある方で児童手当の対象になる方でいいんじゃないですか、これ、と思うんですけど。

○内山福祉保健課長　確かにそのとおりだと思うんですけども、国の制度で2

号補正でやったのと、今回3号補正で市の制度やったのと違いをちょっと分けて説明させていただくために、あえてこういう形で表現をさせていただきました。

○奥田委員　そうすると、ちょっと確認なんですけど、そうすると、この国のほうのこの児童手当の1万円の上乗せが、1,545人に35足して1,580人。今回、尾鷲市のほうの、さらに1万円上乗せが1,600人ということは、4、5、6で増える分というのが20人あるという理解でよろしいんですか。

それで、もう一個だけ、すみません。この資料の4のところ、独り親家庭等への臨時特別給付金、これ、6月末現在での児童扶養手当ある方対象ということですよ。これ、国の第2次補正でもなかったですか、何か3万円とか5万円とか。これは、それということは、2次補正で、また、国のほうからで、これはもう市の単独のメニューということで一旦やるけれども、さらに国の第2次補正でまたさらにこの上乗せがあるという理解でよろしいんですか。

○内山福祉保健課長　資料4につきましては、その国の第2次補正というものの内容が分かってくる前までに私どもちょっと考えさせてもらった市の支援策でございまして、今回1万円を給付するということとございましてけれども、国のほうの2次補正の考え方としましては、1世帯当たり5万円を2次補正で国のほうは考えておるといような情報は入っております。

○奥田委員　じゃ、また、この第2次補正で5万円出てくるということですね。分かりました。

それで、すみません、もう一点だけ、もう一点、すみません。

資料1、2のところ、この放課後児童クラブと保育所のほうへ、この感染拡大防止対策事業ということで国のほうからの補助があるということで、これ、マスクの補助とかしておるじゃないですか、ですね。保育所に4月24日の時点では5,000枚提供するんだと言いながらしていませんでしょう。こういうふうな国の事業があるということは、どんどんもう新しいこのマスクというのは、市が出さずに、確かにこういうのはあるんだったらね。だから、逆に言うと、こういうのがあるからこそ、今ある在庫はどんどん僕は市民の方に配ったほうがええと思うんですけど。どういうふうな福祉保健課としては考え方でおるんですか、今の在庫のマスクとの兼ね合いも含めて。

○内山福祉保健課長　もともとその全体的な計画といたしましては、12月末までをどういった形で必要とされる箇所に配分していくかということでもともと計画はさせていただきました。その中で、小中学校、福祉施設、保育園、放課後児童ク

ラブ、公共施設というような大きな枠組みで押さえました。

ただし、福祉施設等については、9月末以降ぐらいには品薄というのが解消されて独自で購入できるのではないかという予測を立てたり、保育園についても、10月以降、自力でといいますか、マスク確保できるんじゃないかという、その中で、我々は12月末までのマスクの配布予定を考えておりました。ただし、その中でも、小学校、中学校等が臨時休校となったこともあって、4月、5月は私どもの予測よりは若干配布が減ったというような状況もございます。

今回、国がこの補正予算におきまして10分の10の補助率をもって保育園やわんぱく放課後児童クラブにマスクを購入するための補助金ということで今回予算計上させていただきましたが、こういったことが生じたので、また12月までの配分計画の見直しを今後行っていく必要があるのではないかと、このように考えています。

○奥田委員 最後、本当に最後にします。すみません。

いや、だから、僕は、こういうようなもう予想つきませんか。もともと、このマスクに関して国がこういうふうな補助をくれると、10分の10でね。だからこそ僕は、この保育所にも4月24日の日に5,000枚出すんだと言いながら、結局出していないじゃないですか、こういうのがあるからね。こういうのがあるからこそ、僕は、こういう補助金を取りに行ったら、それはそれでええと思うんですけども。だから、どんどんどんどんこの在庫が、10年前に購入したマスクがどんどんたまって行って、これ、どうするのかなという感じがするんですけど。だから、今、非常事態だということを、課長、非常事態ですよ。それを、衛生面で50枚入っておる箱を5枚、10枚で分けたら衛生面で問題があるとか、そんなことばっかり言うて市民に配らなかつたわけですけど、広くね。これ、だから、あるもの、今、非常事態だからどんどん配ってやったらええと思うんですよ、紀北町みたいに。それで、さらに国の1次補正で地方創生臨時交付金で、紀北町、また10万枚のマスクを購入するということなんやけど、それ、そういう交付金はあるわけなんだからね、と思うんですけど。要らんことを言うつもりはありませんよ。でも、20万枚近くある備蓄マスク、どうするんですか、これ。本当にネズミの餌にもならないと思いますけど。どんどんたまっていきますよね。いいです。

○南委員長 答弁はよろしいですか。

○野田委員 ちょっと、15日の質疑のことと、あと、5月25日に実施計画が出された。実施計画の地方創生臨時交付金の実施計画が出されています。その中で、

この質疑の答弁という……。

○南委員長 野田委員、予算書に基づいた。

○野田委員 予算、予算に。

○南委員長 しっかり何ページの部分のということ。

○野田委員 予算書のところの17ページから19ページのところ、課長は、この感染拡大防止対策事業補助金45万7,000円、それと、子育て世帯への臨時特別給付金1,600万と、独り親家庭等への臨時特別給付事業246万4,000円、それと、同じく19ページの感染予防対策事業73万4,000円、これというのは、一般財源です。それと、財源更正を後にやりますということを言われていた。僕、そのときに、臨時交付金の実施計画というのはどのように出されているか、こちらのほうは知らないわけですよ。

何を言いたいかという、昨日、政策調整課のほう、このようにリストを上げていただいたんですけども、どこまで尾鷲市の行政として、議会、議員のほうにきちっとした答弁ができるのか、どこまで、完全な言い方したら行政側の答弁として完全な答弁の仕方というものをやられるべきなのか。というのは、何を言いたいかという、実施計画でこのように、もう第2回定例会で上げていますってことで、臨時交付金を使いますよということ、上げていますよね。ただし、これは一般財源で、予定としては財源更正をしますって言われても、こちらのほうは、経験のある方は別として、僕はぴんとこない部分があって、これは地方創生臨時交付金を適応しますとか使います、使う予定ですということまではっきり言えるのじゃないかと僕は思うんですけども、そこまで答弁を固くやらないといけないかどうかということ、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○南委員長 答弁をお願いします。

○内山福祉保健課長 今、御指摘頂いた感染予防対策の補助金の45万7,000につきましては、これは国の補助金が10分の10でございますので、これは交付金の対象にはなりません。

それから、子育ての臨時給付金につきましては、対象となり得る事業でございます。

それから、独り親家庭の臨時給付金も対象となり得る事業でございます。

それから、最後におっしゃられました感染症対策事業73万4,000円につきましても、交付金の対象になり得る事業ということで、一番最初のやつだけは国の補助金が10分の10入っていますので、それは交付金の対象にはなりません。一番

最初のやつは。残りの三つについては、その臨時交付金の申請する際の実施計画として私どものほうとしては政策調整課に先申請をさせていただきました。

ただし、今現在は申請をしている状況であるということしか私どもも把握はしていなかったものですから、今の段階では一般財源であるということしか申し上げられませんでした。

今後、その国のほうの査定とか内示によって、この、私ども、この中申請しています三つの事業が採択されるのかどうか。採択されることによって、結果として交付金の対象ということでございますので、今の段階としては、判断としては、一般財源として予算要求をさせていただいておると、このような状況でございます。

○野田委員　　ということは、そういう形しか答弁はできないということですね。

というのは、何が言いたいかという、昨日のこの実施計画の中で、私、45万7,000円って言ったんだけど、44万5,000円というのが交付対象経費ということで上がっているんですよ。そちらのほうに資料はないかも分かりませんが、ですから、この四つが福祉保健課のほうから交付金として使えるであろうものとして、使いたいということで政策調整課がまとめたものだと思うんですけども、これを議論するという気持ちはないんですが、そこら辺の横の、これは使ってやります、使えますというところの明確なものを議会のほうに提出、提出というか報告してもらったほうが私個人的にはスムーズにいろいろ事が進むのかなというふうに思いましたのでね。ちょっと分かってもらえますか、そういうことを思いましたので、ちょっと、私、質問させてもらっているんですけども。

以上ですわ。課長の言うのも分かりますけれども、ちょっとそこら辺が不十分な感じ、僕自身は不十分というか感じがしましたもので。よかったですか。分かってもらえます。

○南委員長　　野田さんの意見は十分認識しております。昨日、加藤市長の同席を求めたとき、2次補正でまた申請する場合は、議会と相談しながら県のほうへ上げていただきたいということを要請しておりますので、そこら辺のほうは、執行部のほうから十分御相談があると思いますので、御理解を賜りたいと思います。

他にございませんか。

○楠委員　　それでは、資料の1と2、それから、資料の5のところ、今回の新型コロナウイルスの関係については、今後は対象となるのは、やっぱり感染症の予防というのは、もう第一のポイントだと思うんですよ。そこで、この5のところでは非接触式の電子体温計を整備しますということで書いてあるんですけど、一方、

資料1と2では、放課後の児童だとか保育所の関係については体温計としているんですよ。人数の多いところは、逆に非接触型のものをやらないとタイムラグが出ると、あるいは、また、体温計の消毒とかを考えると、備品になるかどうかは別にしても、非接触型を導入したほうが早期に体温測定ができるということを考えたときに、せっかくもらえる、もらえると言ったら失礼ですけど、補助金対象であれば、非接触型を整備したほうが手っ取り早いんじゃないかと思うんですが、その辺いかがですかね。

○内山福祉保健課長　すみません、表示の仕方がまずかったかも分かりません。全て非接触式の型の体温計を購入するという予定でございますので、その表示が不十分でございました。

○楠委員　何で私それを言ったかというのは、こういう公文書の資料は、中身ちゃんと見てもらえます。もう毎回毎回、福祉だけじゃなくて、いっぱい出てくるんですよ。これ、しょうがねえなというものもあるんですよ、人間ですから。だけど、私の今回言いたいのは、こういうことがほかの部署にもたくさんあって、いわゆる二重チェック、いわゆる、公文書だけじゃなくて、その事業やるにしても、そういうリストをつくって、間違いないかどうか、問題点がないのかどうか、リストをつくってそれを係長がチェックする、最終的に課長がチェックすることをやらないと、こっちとこっちじゃ品物が違うんだとかそういう話になっちゃうんですよ。それ、課長に言ってもしょうがないので、さっきも言ったように政策会議か何かでもう少しちょっと議論して、なるべく間違いのないようにということで、委員長のほうにまたお願いして、最後の報告に執行部のほうにお願いしたいなと思います。

以上です。

○南委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　では、ないようですので、福祉保健課の……。

(「その他はない。その他」と呼ぶ者あり)

○南委員長　特に。簡潔に。

○奥田委員　あのね、昨日ね、三鬼孝之委員が言われておったんやけれども、国からの10万円のね、特別給付金なんですけど、今回子育て世帯のこの臨時特別給付金にしても、独り親家庭の臨時特別給付金にしてもね、6月30日を基準にしておるじゃないですか。国の10万円の分というのは4月27でしょう。だから、昨日も三鬼孝之委員が言われておったように、もう東員町が5月末かな、5月末ぐら

いまで緊急事態宣言が出ておったじゃないですか。だから、5月末ぐらいまで、4月28日から、それから、鳥羽市が、おめでとうボックスかな、何か10万円ぐらいのを3月末まで、来年のね、を贈ると、10万円相当ね。それから亀山も10万円、その4月28日から来年の3月までに生まれた子、そういうのを支給すると言うけど、どうでしょう、その辺のところ、僕も一般質問でちょっと言おうかなと思っていたんですけど、考えていないですか。ちょっとちょっとね、どこで切るかという、ちょっとあるんですけど、ただ、4月27日というとな、まだ緊急事態宣言もずっと5月までは続いているのに、ちょっと不公平感があるんかということで、ほかの市町がそういうことを検討してきたと思うんやけれども、その辺は尾鷲市としてはどうですか、福祉保健のほう。

○内山福祉保健課長　今回の子ども・子育て世帯への支援ということにつきましては、国のほうが3月末ということの期限を設けてきましたけれども、私どもは6月末までということで期限を二つの事業について延ばさせていただきました。その10万円の4月の期限の問題についてなんですけれども、実は定額給付金は所管のほうは市民サービス課ということでございますので、その10万円のこの期限に関しては回答のほうはちょっと私どものほうではいたしかねるところでございます。ですので、子ども・子育てのほうは、国の期間よりは延長した形で6月30日までという設定をさせていただいたということでございます。

○奥田委員　いや、もう、そんなこと、分かって言っておるんですよ。これは、10万円の分はね、市民サービスが今窓口になっているというのは。

ただ、やっぱりこの福祉保健課がやっぱり子育て支援ということでやっているわけでしょう。ですので、やっぱりその辺のところを総合的に考えてね、こっちは6月末だけど、こっちはもうそのままいいんやみたいなそういうことじゃなくて、もっと横の連携を取って議論してもらえたらと思うんですよ。

というのは、僕も、こっちを調べたんやけど、4月28日から5月末まで生まれた子って、たった5人しかいないんですよ、尾鷲市ね。昨日、三鬼孝之委員も言われておったように、去年1年間見ても74人かな、知れておると言ったらあれやけどそんなにないんですよ。だから、その辺のところをちょっと考えてやってほしいなど。

いいです、答弁は。

○南委員長　じゃ、これで福祉の審査を終わります。

10分間休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 03 分)

(再開 午前 11 時 13 分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

水産農林課の付託議案の説明を求めます。

○芝山水産農林課長 それでは、議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決についてのうち、水産農林課に係る予算を説明させていただきます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

補正予算書10ページ、11ページでございます。

通知をさせていただきます。

10ページ上段でございます。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正前の額1,338万円に対し1,505万3,000円を増額補正するもので、補正後の額は2,843万3,000円でございます。これは、森林環境譲与税が前倒し交付されたことによるものでございます。

続きまして、下段でございます。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正前の額7,837万4,000円に対し、40万6,000円の増額補正でございます。これは、農業費補助金としてのイノシシ捕獲強化事業費補助金で、詳細につきましては、歳出の際に御説明させていただきます。

続きまして、歳出でございます。

補正予算書20ページ、21ページを御覧ください。

通知させていただきます。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費でございます。補正前の額5,195万2,000円に対し、補正額278万1,000円の増額補正でございます。

財源内訳は、国県支出金が40万6,000円、これは、先ほどの、県からのイノシシ捕獲強化事業補助金分でございます。

この事業は、近年、農産物の被害に占める猪の割合が大きくなっていることに加えまして、豚コレラの感染拡大も懸念されていることを受けまして、三重県においてイノシシ捕獲強化事業費補助金が設置され、捕獲した猪、通常は1頭当たり7,000円の報償金でございますが、それに対し3頭目以降7,000円を増額し、

3頭目以降の捕獲に対して1万4,000円の報奨金とすることで猪の捕獲強化をしようという趣旨のものでございます。

本市では、今回の増額分を7,000円掛ける58頭分として配分されており、40万6,000円が10分の10の割合で県から補助されるというものでございます。

続きまして、12節委託料でございます。1,137万5,000円の増額でございますが、これは、森林環境譲与税による森林経営管理事業業務委託料の237万5,000円の増と、みえ森と緑の県民税連携事業としての流域防災機能強化対策事業業務委託料900万円の増の合計の金額でございます。

まず、森林経営管理事業につきまして、別紙資料にて市有林係長より説明をさせていただきます。

○千種水産農林課主幹兼係長 それでは、資料のほうの1ページの資料1をお願いいたします。

森林経営管理事業につきましては、国土保全、水源涵養、災害防止を目的とした森林保全を全国で展開するために適切な森林経営管理を目指すもので、現在、管理が行われていない森林について適切な経営や管理の確保を図るため、市町が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムの構築に取り組んでおります。

昨年度につきましては、須賀利町酒醒川地区28ヘクタールにおいて事前調査を実施し、対象となる森林所有者23ヘクタールから所有森林の管理についての意向調査を行いました。意向調査の結果、自らが管理を行うが4ヘクタールで、自らが委託先を探す、0ヘクタール、市に管理を委託するが10ヘクタールとなりました。

令和2年度につきましては、既に当初予算において意向調査の結果を受けて、市に委託する19ヘクタールのうち、6ヘクタールの現地調査及び測量を計上しておりましたが、今回の森林環境譲与税の増額により前倒しで13ヘクタールの現地調査及び測量を計上しました。

2ページ目をお願いします。

須賀利町酒醒川地区での当初予算対象地と今回の補正予算対象地となっております。

以上です。

○芝山水産農林課長 それでは、補正予算書20ページ、21ページにお戻りください。

通知をさせていただきます。

委託料でございます。1,137万5,000円のうち、次は、みえ森と緑の県民税連携枠事業での流域防災機能強化対策事業900万円の増額につきましては、その下の18節負担金、補助及び交付金の補助金900万円の減額と関連をしておりますので、併せて御説明申し上げます。

これは、県が行った水源保護区域の緩衝林整備部分におきまして危険木などの除去や土砂止めなどの整備を行う補助率10分の10の県民税事業でございますが、当初予算編成時で御説明させていただきました際には、森林組合など民間の事業所に補助を出す形で実施するものとして予算計上させていただいておりましたが、事業の実施主体は民間が主体となって行うものに市が補助を出すいわゆる補助金の形ではなく、市が主体となって民間等に業務委託をする委託形式で行わないといけないということで、当初予算で説明させていただいた金額や業務内容、事業量等は全く変わっていないのですが、予算計上費目を補助金から委託料に変更させていただこうとするものでございます。

先ほど、今、資料のほうを送らせていただきましたが、実施場所につきましては、当初予算の資料でございますが、三木里地区、山後川側の流域と梶賀地区、梶賀川の流域、合わせて2キロメートル程度の流域の整備を予定しているというものでございます。この資料につきましては、3月議会定例会で御説明させていただいたものでございますので、御参照ください。

続きまして、補正予算書5ページ、通知をさせていただきます。債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

国の漁業経営維持安定資金への借換えと借入限度額の拡大を主とした支援措置でございます。

利子補給金といたしまして限度額521万5,000円、保証料補助金として限度額653万4,000円で、期間は、いずれも令和3年度から20年度までで設定しようとするものでございます。

詳細につきましては、資料にて水産振興係長のほうから説明をさせていただきます。

○中世古水産農林課主幹兼係長 4ページ、資料3を御覧ください。

目的としましては、この漁業経営維持安定資金につきましては、借換えがメインとなってくる資金であります。

今回、コロナ対策として、国が当初5年間の無利子化、保証料免除、無担保化と

いう支援を打ち出しました。このことに伴い県から打診があり、県と市が折半で漁業者負担部分を担うことで6年目以降の実質無利子、無担保化を実現し、漁業経営の再建に対して支援しようとするものであります。

借受資格者につきましては、漁業経営再建計画を作成し、知事の認定を受けた漁業者となります。

融資総額としましては2億1,000万円を見込んでおり、積算方法といたしましては、1件当たりの融資枠上限の4,000万円に、コロナ禍の影響が最も大きいと考えられる市内魚類養殖業者21業者を乗じた金額が8億4,000万円、そのうちの4分の1が融資を受けるであろうと想定し見積った金額であります。この積算については、県の積算に準ずる形を取らせていただいております。

なお、1月末時点の申込状況をもって、来年の2月末までには利子補給額、保証料額を確定し、議会のほうにも報告させていただきます。

償還期間につきましては、最長18年となっております。

制度の流れについて説明いたします。

まず、利子補給制度ですけれども、上段が今までの通常の制度になります。直近5年間、最高金利が2.05%で積算すると、県がもともと1.25%支援し、0.8%が漁業者負担分でした。

今回、コロナ対策として支援していこうとするものが、下段になります。

国が当初の5年間利子補給分を負担し、6年目以降については、先ほど説明させていただいた漁業者負担分0.8%を県と市で折半し、県と市それぞれが0.4%ずつを負担するものであります。

6年目以降の利子補給については、県がもともと支援していた1.25%、プラス、折半分の0.4%を足して1.65%になり、市の負担分については0.4%となります。

保証料制度につきましては、上段が今までの通常の制度になりますけど、漁業者が保証料率の1.03%を全額負担しておりました。

今回、コロナ対策が下段になります。

保証料についても同様に国が当初の5年間を負担し、6年目以降を県と市で折半し、県0.51%、市0.52%を支援していこうとするものであります。

これらの支援を行っていくことで漁業者の負担を減らし、漁業経営の再建を図っていきたいと考えております。

説明は以上であります。

- 芝山水産農林課長　　以上で議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、水産農林課に関する説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。
- 南委員長　　ありがとうございました。
農林水産の説明は以上です。
御質疑のある方、御発言を願います。
- 小川委員　　お聞きします。入っていなかった。
今までですと利子補給、今までというか、漁業者が一旦立て替えて、それを県とかに振り込む、本人に返すというのはあったんですけど、この場合は、もう直接金融機関に国から行くということなんでしょうか。
- 芝山水産農林課長　　そのとおりでございます。
- 小川委員　　それと、融資機関というのは、これ、多分新漁連になると思うんですけど、ほかの市中銀行の融資機関では、これは適用されないのか、制度はないのかどうか。
- 芝山水産農林課長　　この取扱いにつきましては、県が定めております事務取扱要領に基づいて市のほうも規則で同じ内容で定めようとしておりますけれども、県の事務取扱要領によりますと県が指定する融資機関というふうになっておりまして、それは信用漁業協同組合、いわゆる新連で、その2番目としまして農林中央金庫、また、県の指定した銀行、信用金庫、信用協同組合というふうな規定となっておりますので、市中銀行につきましては、県に登録、手続などをして県が指定すれば可能というふうに考えております。
- 小川委員　　保証協会ありますけど、これは普通の保証、商業のほうの保証協会とは別の漁業だけの信用保証協会ということなんでしょうか。
- 芝山水産農林課長　　そうですね、信用漁業協同組合となっております。
- 三鬼（孝）委員　　今、小川委員さんが債務負担行為の質疑がありましたけれども、今、課長補佐かな、知事の認定、21事業者の中で知事の認定が要するというお話がありましたけれども、これは、21事業者、全員認定されるんですか。
- 芝山水産農林課長　　手続といたしましては、知事に再建計画というものを策定して認定していただく必要があるということでございます。その際に、漁協の意見書を添えて、各市町村、市町村長が、またそれも認定をするという手続を踏まえることになっておりまして、その辺りは漁協や信連さんのほうでも一緒にその再建計画の作成については協力しながらつくっていくということですので、手続を踏まえ

れば全事業者が該当するものと考えております。

○三鬼（孝）委員 分かりました。

それで、21業者の中で、放養尾数によって養殖規模が違うと思うんですね。そういう中で、これ、4,000万上限で貸付けするんでしょうけれども、全部一律4,000万融資するんですか。

○芝山水産農林課長 その金額につきましては、それぞれの事業形態の借換え、今までのもともとの借入れしていた部分の借換額にもよってくると思いますので、あくまでも上限が4,000万ということで、その幅は、再建計画などを検討する中で、漁業者さんと銀行側で協議をしながら決めていくものだと思っております。

○三鬼（孝）委員 これ、新たに設定された新しい資金やもんで、今まで借入金の、それをこの資金で真っ赤にするというのは、それは上限がそういうことになっているんですか。

○芝山水産農林課長 そのとおりでございます。借換えもできますし、新たな借入れもできると。4,000万円を限度にして新たな借入れも追加ではできるということで聞いております。

○三鬼（孝）委員 分かりました。

それでね、漁業信用協会が保証つけるんですけれども、これ、融資の原資は新漁連で、外湾漁業が融資するんでしょう、恐らく。その中で、あれですか、保証人とか、そういう新たな、ここへ直接4,000万使う場合には、保証人とかいろいろ、不動産担保とか、そういうのはないんでしょうな、恐らく。

○芝山水産農林課長 この制度に関しましては、そのような手続は聞いておりません。

○三鬼（孝）委員 分かりました。

○三鬼（和）委員 すみません。先ほどの質疑の中のもう一度確認ということで、上限4,000万になっていて、その申請規模によって、上限使えるか使えやんかとか、そういうのは関係ない。一律ですかどうですか。それだけ確認。

○芝山水産農林課長 すみません、ちょっと説明の仕方が、すみません。

どなたでも4,000万円まで上限まで借入れはすることは可能だと思います。ただ、やっぱりあくまでも借金なものですから、経営規模とか実際のその経営状態に合わせて再建計画の中でそういうことを決めていくということで理解しております。

○小川委員 聞き忘れだったので。

これ、養殖業者って書いてありますけど、小型定置とかそういうのは対象にならないんですか。

○芝山水産農林課長 対象となっております。県の要領のほうでも、その旨定められておりまして、小型定置も、法人も個人も含めて借り入れることができるということでございます。

○小川委員 この文書には、見込みのところ養殖業者、1事業者当たり……。

○芝山水産農林課長 この融資総額の算定につきましては、相当県といろいろな形で協議はしたんですけれども、あくまでも想定といたしまして、枠の設定想定といたしましては、県の想定に尾鷲市のほうも合わせていくということで対応しました。県のほうは、多分借入れが最も今深刻で最も多分借入れ、この制度を使うであろうという想定の下で、養殖業者を対象に、県内100業者養殖業者がみえるそうですけれども、その100業者に対して4,000万円の借入れが起こした場合の4分の1というものを県が、あくまでもこれは想定でございます、という形で上限額を決めておりましたので、尾鷲市のほうも、もちろんいろんな定置の方が借入れを起こすことも想定にはしておりますけれども、あくまでも金額の設定としましては、尾鷲市の養殖業者の総額の4分の1ということで設定をさせていただきました。

○南委員長 他にございませんか。

○奥田委員 同じくこの債務負担行為についてなんですけれども、これ、その期間が、数字のことをちょっと確認させてほしいんですけど、期間が令和3年度から令和20年度ということなんですけど、これ、5年間は国が補助してくれる、出してくれるんだよね、利子分も保証料分も。ということは、実際には、これ、期間が令和3年度からになっていますけど、6年、5年後。令和8年度ぐらい。7年度かな、7年度から。7年度から来る、3、4、5、6、7やね。

○芝山水産農林課長 今、奥田委員おっしゃるとおりでございます。

○奥田委員 8やないの。3、4、5、6、7やろう。8から。

○芝山水産農林課長 今年度、2年度から始まりますので、償還自体は。

まず、債務負担行為の期間につきましては、最長で18年間。通常ベースで行きますと、原則的には10年という、もともとの制度は10年というものなんですございますが、ただ、このコロナ禍の影響を考えて、再建計画の中で10年で立て直していくことが難しいと判断された場合は最長18年まで延びてくる可能性があるということで、一応期間は18年で設定をさせていただいております。それがまず1点。

それから、当初の5年間は、今年度からの償還分、今年度借り入れて、今年度からの償還分が発生したら、当初の5年間は国が見るということで、2、3、4、5、6という5年間は国が全ての負担をしてくれるということ、県と市は令和7年度からの負担をするということになります。

○奥田委員　　じゃ、これ……。令和3年から令和20年度までやったら、18年ありますよ、これ。

(発言する者あり)

○奥田委員　　じゃ、令和3年4月1日に、その貸付けが起こる場合もあるということなんですかね。分かりました。

それで、これ、利子補給分の限度額520万ちょっとあって、保証料のほうは650万ぐらいあるんで、両方合わせると1,170万ちょっとあるんですけど、これを、じゃ、13年ぐらいか。ということは、1年当たり、平均すると両方合わせて90万ぐらいの尾鷲市としての負担があるというような理解でいいのかな。平均やけれども。

○芝山水産農林課長　　今、設定させていただいています融資総額と償還期間に対しましては、今、奥田委員さんのおっしゃるとおりでございます。ただ、最終的に借入れが幾らになってくるのかと、それから、県、国から認められたその償還期間が何年になってくるかによって、またここの数字は変わってくると思いますので、それは、先ほど主幹のほうから説明させていただいたように、1月末にはその辺りがある程度の数字が決まってくるということでございますので、3月にまたこの辺りの変更の手续もさせていただきたいと思います。

○野田委員　　ちょっと、その他、もしよかったら。

○南委員長　　ちょっと待ってください、まだ。

他に、議案に基づいた質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、簡潔にその他のほうを。

○野田委員　　三重県が3月13日に緊急経済対策ということで、国への要望を上げています。その中で、一次産業としての尾鷲市の中で、今、漁業と林業を中心に、今回債務負担行為という部分も上げていただいたんですけども、何を言いたいかという、この地域、2市3町という東紀州の漁業、林業に関する、この地域で国への要望とかという部分は、市長は市政報告の中で公立小中学校の給食に対して漁業者の養殖、マダイ等のそういうふうに推進するということでは言われていたけれ

ども、そこら辺は、この地域がやっぱり一つに要望書を上げるということは、国へ上げるということは、非常にインパクトというか強いものだと僕は感じているわけなんですよね。それ、そこら辺を、漁業者、林業者の流通過程もありますけれども、そこら辺の実態も把握しながら、やはりこれは横の連携で要望すべきことかなとは思いますが、その点、課長、いかがですかね。

○芝山水産農林課長　　まず、漁業者、林業者ということでございましたが、まず、漁業のほうにつきましては、市内の養殖業者さんの集まりの尾鷲市海面養殖振興協議会が尾鷲市として県のほうに提出をしております。

あと、県の県全体のほうの養殖組合、協会のほうも、県全体としての意見書を提出しているということでございますので、それぞれの業界、協会ごとにそういう動きはなされている、漁業のほうについてはなされているものというふうに思っております。

ただ、林業、農業のほうにつきましては、今そういう動きに至っているというのは今の時点ではまだございません。

○野田委員　　そういう点も踏まえてヒアリングする中で、先ほどの利子補給等も関係してくると思うのでね、そこら辺は十分調査というか精査してほしいということとを1点と、あと、農林水産については、やっぱり物資の流通、マーケティングの支援というのが非常に重要かと思っておりますので、そこら辺も含めて、やはり地域が一体となって要望していくというところが必要かということで、これは僕の個人的な考え方ですので強制とかそういうのじゃないんですけれども、そこら辺も含めてまた検討していただければなと思っております。

以上です。

○南委員長　　要望ということで。

○奥田委員　　すみません、簡潔にします。

今回ね、この有害鳥獣対策事業で40万6,000円ね、追加で県のほうが。これ、豚コレラの関係というので言われましたよね。猪ということなんですけど、最近、やっぱり尾鷲市は、鹿の被害が物すごいあると、よう聞くんですけども、鹿なんか、これ、出ないものですかね、これ、何とか。

○芝山水産農林課長　　今回、有害鳥獣につきましては、猿と鹿と猪が尾鷲市でも指定しております、もともと鹿のほうも1頭当たり7,000円という奨励金を出しております。それと同じく、この猪についても7,000円、1頭当たりのものに、あえて今回、国のほうが、やっぱり豚コレラ対策というのがすごく大きいん

だと思えます。中でも、今のこの4、5、6月という時期は、捕獲数が、出産とかの関係で成体になる猪が少ないものですから、この時期がぐっと落ち込むということもあって、この時期の捕獲に対して特別に豚コレラ対策として猪を対象として出したというものでございます。

○南委員長 商工のほう、お願いいたします。

休憩します。5分間休憩します。

(休憩 午前11時40分)

(再開 午前11時42分)

○南委員長 それでは、商工観光課の付託議案の説明を求めます。

○森本商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決につきまして、そのうち当課に係る補正について御説明申し上げます。

補正予算説明書の20ページ、21ページを御覧ください。

歳出6款商工費、1項商工費、2目商工費につきましては、補正前の額963万1,000円、補正額147万5,000円を減額し、815万6,000円とするものでございます。この減額につきましては、本年度予算に、事業名、世界遺産地域資源を活用した外国人観光客誘客推進事業として、本市を含む三重県と東紀州5市町の6団体が1申請者となり、地方創生推進交付金へ広域連携事業として交付申請を行っておりましたが、前身事業の検証、分析が不十分であり、過去の事業の深化、高度化のため事業であると認められないとして不採択となった結果による国庫支出金財源の減額によるものでございます。

地方創生交付金申請に当たりましては、三重県、本市を含む5市町にて協議を重ねてまいりましたが、このような結果となりましたこと、商工観光課としてしっかりと受け止め、反省すべき点を反省し以後の事業の組立てにつなげたいと考えております。

内容として、細目産業開発促進事業、8節旅費25万円の減額、10節需用費5万円の減額、11節役務費2万5,000円の減額、18節負担金、補助及び交付金、細目物産展覧負担金15万円の減額、食の産業開発促進事業補助金100万円の減額でございます。

次ページを御覧ください。

3目観光費、補正前の額4,619万8,000円、補正額230万円を減額し、

4,389万8,000円とするものでございます。

18節負担金、補助金及び交付金、事業名、観光振興事業、細節尾鷲観光物産協会補助金30万円の減額でございます。

以上が地方創生交付金に係る減額でございます。

次に、おわせ港まつり補助金200万円の減額につきましては、おわせ港まつりの中止に伴う皆減でございます。

続きまして、地方創生交付金事業の推進事業の減額に係る事業の見直しにつきまして、資料にて御説明申し上げます。

地方創生推進交付金事業に係る今後の対応として、事業一覧としてまとめたものでございます。

地方創生推進交付金の不採択により、交付率50%を見込み事業計画をしておりましたが、財源の確保ができなかったことから、交付金を除く市単独の財源にて事業を組み立て直して事業を進めたいと考えております。

最初に、産業開発促進事業でございます。

三重テラスでの物産イベント、予算額14万3,960円及びサービスエリア等での観光物産イベント、予算額6万200円に関しましては、昨年度より進めておりました販路拡大事業をさらに進めていくための必要があると考え、一般財源を充当し事業を実施したいと考えております。

次に、スーパーマーケットトレードショーへの参加につきましては、来年2月の開催予定となっており、現在、運営側は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら事業を実施するとしておりますが、出店事業者数など不明な点がございまして、今年度は事業を見送ることといたしました。

次に、市内事業者個別相談会、予算額20万520円及び市内産品営業活動、予算額9万1,200円に関しましては、一般財源を充当し事業を実施したいと考えております。

次に、食の産業開発促進事業補助金に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度前半の人と人との対面が必要な事業が難しい状況であることを踏まえまして、改めて事業の組み直しを行いまして、予算額100万円を減額し、100万円の事業で事業を進めたいと考えております。

次に、観光振興事業についてでございますが、観光パンフレット及びリーフレット作成業務委託、予算額77万円に関しましては、当初予定の事業費を削減し必要と考える部数を印刷することができないと考えまして、一般財源を充当し当初予定

の印刷部数5,000部で進めたいと考えております。

次に、東紀州地域振興公社の観光DMO事業に係る負担金についてでございますが、この負担金は、280万円につきまして、三重県と本市を含む5市町で協議を進め、従前の計画から事業の組立て直しを行い、再度、地方創生推進交付金、2次募集に申請採択に向けて国との協議を進めているところでございます。

なお、2次募集の結果は、8月下旬から9月初旬の予定でございますが、結果があり次第御報告させていただきたいと思っております。

最後でございますが、観光物産協会への補助金60万円につきましては、地域産品を地域外へ売り出す手段としましてインターネットを利用した物販についてのシステム構築を行うもので、当初は事業者への委託などを考えておりましたが、職員の事業内での可能な部分を増やすなど、情報発信事業として事業を組み立て直しまして、30万円の補助金で事業を実施したいというふうに考えております。

以上で議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、商工観光に係る補正予算の説明でさせていただきました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○南委員長 御質疑のある方。

○三鬼（和）委員 この減額のを含めて、申請した発想が貧困やったんじゃないんかい。

それと、もう一つ考えなあかんのは、今度は東紀州地域振興公社負担金、観光DMOについても、もう根本的にコロナの関係でインバウンドというのはしばらく望めやんということがあるので、観光集客についてもちょっと考え直すというかさ、日本古来というのかな、もっと神社とか本当に地方に合ったものを味わってもらような組立てを考えて、国内で都会の人とか、都会の人でも、今、来たら大丈夫かと言うんやけど、今日から県外へあれするのをようになったということで、国もまた全体に国の流通というのは考えてはくれるとは思んですけど、少なからずともインバウンドはしばらくは期待できないであろうということから、もう一つ、尾鷲市の東紀州の魅力をアピールする考え方というの、それはちょっと根本的に考えなあかんと思うのと、それから、食の産業開発でも、これ、ずっとこの辺の地域産物とかそんなのでしてきたと思うんやけど、いつまでもそういったのの表現とかではあかんと思うんですね。

今回でも、例えばタイが出荷できないということで、学校給食ってなった中で、我々、単純にタイと言うと、新鮮な刺身とかあら煮とか含めて、それから塩焼きと

かもあるんやけど、反対に、これ、若い子にも食いつくようにカルパッチョであるとか、むかい農園さんなんかオリーブをやろうとしておるし、三木浦のツバキ油なんかもあるもんで、カルパッチョとかムニエルで、ちょっと若い人向きのというようなことを踏まえた中で、それを食べに来て味わってもらおうとかというふうに変えていかなんといと、ちょっといつまでもワンパターンではあかんのではないかなと思うんですけど、その辺の考え方は、どうですか。

○森本商工観光課長 御指摘のとおり、コロナ禍の関係で、従前に申請させていただいた部分との感じとはまるっきり情勢が変わっておりまして、今回のDMOの申請に当たりましては、その点を十分に反映させた上でその対策を盛り込むような形でもって申請に挑むというような協議を行っております。

実際、新しい生活様式等も言われる中で、従前のちょっと通過型の観光から、できるだけ滞在時間を長くしていただく滞在型の観光という部分をしっかりとやっていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。その点と、それと、情報発信についても、前従前からは、情報発信情報発信というふうにさせていただいておったんですけども、もう一度見直して、コロナのこの関係もございしますので、再度見直した上でしっかりと情報発信。情報発信するにはマーケティング調査も当然分析する必要がありますので、そういった分析も踏まえて、しっかりとしていけないといけないという部分を織り込んだ上で申請させていただけないかなというふうに協議を5市町と検討しております。

食の開発部分に関しましては、委員の御指摘のとおり、確かに商品を開発している羅列のようにちょっと感じている部分が多少なりともあるんですけども、今まで開発した商品、去年ですと9件の商品が開発されておりまして、それをしっかりと買っていただけるような販路に結びつけるように、そういった点を重視して取り組みたいというふうに考えております。

○三鬼（和）委員 食については、ちょうど夢古道おわせ、熊野古道センターを造るときに夢古道おわせを立ち上げるのに尾鷲を食で売っていかうことで、そこからいろんな補助メニューを使ってやり出したと思うんです。夢古道の中の調理場造るときも、当時、支配人が、当時、七浦の料理をやるとか何とかって、これまでの夢古道のランチバイキングの基本的な姿勢とかそれは、そういった時代からスタートしておるのに、依然としてそれが進化していないように思うんです。私は、見ておってね、関わってきた人間とすれば。やっぱり進化していくというのと、そういうノスタルジックなところから、今度は若い人にそのノスタルジックなこと、プラ

ス、田舎でもしゃれた料理ができるというか、そういったのに展開していかないと、現にイタメシとかそんなのが若い人がこいておるのを考えると、それは田舎版のイタメシとか地中海料理とかをやるということも一つの考え方だと思うのと。

それと、やっぱり情報収集の中では、もっと現在のSNSで、特に食べ物情報に関しましてはSNS情報がもうどんどん進んでおるもので、それに乗っていけないと、今考えても多分追いついていないと終わった後になっていくもので、その辺は、今、商工観光についても積極的にツイッターとかそういうので情報発信されておるもので、そういった情報、調査についても徹底してしてほしいなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○森本商工観光課長 ランチバイキング等につきましても、先方、その夢古道おわせのほうとしっかりと協議を進めて、実際先ほども申し上げたようにコロナ禍の部分がございますので従前の部分ではちょっと難しいという部分も出てくると思いますので、その点をしっかりと打合せのほうをさせていただけないかなというふうに思っておるところでございます。

SNSのほうなんですけれども、商工観光課としても、できるだけ発信できるように、ツイッターとかアカウントを使いまして発信できるように努力いたします。

○三鬼（和）委員 特に時代が時代ですので、SNS、特に市外に対してはSNSというのは有効だと思うので、それして地元のPRとともに、課においても、今の世の中の流れというか、食にしてでも何にしてでも世の中の流れを掴んだ上で本市の施策にしてほしいなと思いますので、期待もしておりますので、ぜひ頑張ってください。

○濱中委員 資料1のところの、予算的には僅かなものかもしれませんが、観光パンフレット及びリーフレット作成業務委託なんですけど、これはもう紙ベースのものだけの金額ですか。

○森本商工観光課長 紙ベースのものでございます。

○濱中委員 確かにすごい高齢化社会になっておりますから、そういったところをゼロにすることはできないとは思っておるんですけども、今、本当にほとんどの高齢者でも結構な割合で携帯を持っておりますし、そういった辺りで、QRコードによるものであるとかそういったもので、皆さんもその辺を、紙を節約、節約というのか、その紙じゃなくてそういうデータのほうで情報収集する傾向がかなり広まってきていると思うんですね。こういった観光パンフであったりリーフレットで

あったり、またはマップであったりというものが、そのQRコードのように、そういうスマホで取得できるものにある程度移行する部分が必要なのかなと思ひまして、商工観光課がやっていらっしゃるそのユーチューブなんかも拝見して、SNSのほうも見ておると、そこからの取得はできるんですけども、そういったサービスエリアなんかで、もうQRコードなんかで一発でそういうふうに見えるような仕組みというの、委託料としてこういった紙を作るものとの金額の比較であるとかそういったことをした場合、かなり跳ね上がってしまうものなのか、そういったことの検討というのはこれまでされたのかという辺りをお聞かせさせていただきたいんですけど。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　ありがとうございます。観光パンフレット事業につきましては、私どもは商工観光のほうでこの77万というのはベースになる紙ベースのものだけを予算化させていただいておるんですが、このパンフレットを作る際に、私ども商工観光の若手職員によるプロジェクトチームのほうを立ち上げさせていただきまして、観光パンフレットとインターネットを連携できるような事業を現在進めております。今はやりのハッシュタグで行きますと、ハッシュタグ尾鷲トラベルというようなものを、今、尾鷲の観光に関しては、そのハッシュタグを調べていただければ見えてくると。なおかつ、尾鷲に来ていただいた人も、自分のSNSでハッシュタグ尾鷲トラベルで情報発信していただくことによって相互利用ができるというようなことと、あと、この部分に関しましては、無料の例えばグーグルであるとかそういったマップとの連携というものを考えております。この77万の中は紙ベースだけですけれども、市の職員が独自に若い職員が今インターネット上ででも情報発信をしておりますし、無料のものも使う。また、なおかつ、昨日からインターネットのSNSなどでは女子職員が熊野古道を越えるというような部分を積極的に情報発信しておりますので、そういったところを含めて今後は情報発信を進めていきたいと考えております。

○南委員長　間もなく正午の時報ですので、中断いたしたいと思ひます。

(休憩　午前11時59分)

(再開　午後　0時00分)

○南委員長　再開いたします。

○濱中委員　ありがとうございます。いや、実は気になったのは、昨今いろんなところで委託料の考え方、委託料の金額の多さということがいろんなところで課題

に問題になったりしておりましたものですから、今、本当に若い人たちは、上手にそういったスマホを利用した辺りの情報発信というのも委託することなく自力でできるものなのかなというふうに考えておりましたので、そういった辺りが今聞けてよかったかなと思っておりますので、どんどん進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○小川委員　　その他でもいいですか、軽く。

○南委員長　　じゃ、もう先に、この議案のほうはよろしいですか。

○楠委員　　質疑でもちょっとやらせてもらったんですけど、その食の産業開発促進事業で、今、表のほうで見ると、一応事業の内容をもう一度精査して実施したいということなんですけど、結局何年やっているかちょっと別にしても、もう一度、このチャンスなので、もう一度、いわゆるいろいろ飲食店業界の方等も含めてやらないと、私のところにも飲食業界の方から食を標榜していながら何やっているのよという声が多いので、ちょっと足元からもう一度見直しするチャンスだと思うんで、ちょっとその事業をやられるときに、その精査の中に、もうちょっと地元にもちょっと踏み込んで、上へ行く前に、ちょっと下をもう一度見直ししたほうがいいんじゃないかなということを提案させていただきます。

○森本商工観光課長　　御指摘ありがとうございます。そのように地元の人としっかりと打合せしながら進めたいと思っております。

○仲委員　　ちょっと確認だけ。

資料1のほうで、DMOの中で、地方創生交付金事業の2次募集に応募すると書いておるんですけど、今回の場合はコロナ対応の創生交付金が1次にあって、これ、政策調整に聞くべきだと思うんですけど、通常の地方創生の2次募集については、従前どおりの募集という考え方にはなっておるんですかね。

○森本商工観光課長　　今年に関しては2次募集がスケジュールされているということで、地方創生の臨時交付金とは別の話で募集できるということで確認しまして、東紀州5市町と三重県と協議しまして再度募集をさせていただくというふうにさせていただきます。

○南委員長　　よろしいですか。

○奥田委員　　ちょっと確認なんですけど、これ、資料1なんですけど、今回、その食の産業開発促進事業補助金ね、これ、地方創生推進交付金の一部が不採択になったということなんだけれども、これ、資料1の見方だと、どう見たらいいんですが、これ。これ、100万が減額になって、それに伴ってスーパーマーケットトレ

ードショーへの参加費が減額になってという。それで、あと、観光物産協会に対する補助金が30万減額と。そういうふうな見方ですか。

あと、この全体事業費、この一般財源というのはどういうふうに考えたらいい。ほかにも減額になった分があるということですか。ちょっとよくこの見方が分からないんですけど。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　　すみません。資料1のほうで説明させていただきますと、実際には交付金対象金額というのが、例えば三重テラスでの物産展イベントの中も2分の1程度入っておるような状況になっております。この全体額で行きますと、産業開発促進事業と観光振興事業費を合わせて、ちょっとDMOの関係はちょっと一旦省かせていただきますけれども、実際には交付金の減少額というのが207万円となっております。そのうち、一般財源への充当などが必要になってきたということで、一般財源の持ち出しが29万3,000円増えておるといような状況となっております。

○奥田委員　　結局は、不採択になったら207万円総額としてあったということですか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　　そのとおりです。

○奥田委員　　そういうことね。

それで、このね、これ、見ていて、市内事業者と個別相談会とか、市内産品営業活動、こういうのは必要なんで一般財源ですと、よく分かるんですけど、今、仲委員も言われておったように、この観光DMO事業分ね、これを280万でええの。地方創生推進交付金事業の2次補正の分の、これで応募するということなんですけど。昨日のお話なんかを聞いていると、1次補正の分はね、約1億800万あったけど、2次補正は、そんなになんないんじゃないかという……。

(「メニューが違う」と呼ぶ者あり)

○奥田委員　　メニューが違うの、これ。2次補正じゃないんやね、これはね。通常の2次募集でやるんだ。分かりました。

でもね、私ね、思うんやけれども、今、観光DMOとか、このインバウンドの関係で、どうなんです、これ、コロナの関係で。やっぱり、これ、国もちょっと考えませんか。やっぱり国も第2次補正の中で宿泊費とかそういうので補助するとかあるでしょう。だから、この日本の中での交流とか入れ込みを増やそうというのがまずメインじゃないの、これ、今の。それは去年市長もね、台湾へ行かれたみたいやけど、5日間ぐらい。全然報告なかったけれどもね、内緒で行かれたのかど

うか知らんけれども。台湾へ行かれて、観光DMO。当時はよかったと思うんですよ、観光DMO。台湾の方々を連れてくるんだとか。もう今は、もうコロナの影響があって、国も海外の方を連れてくるということではなくて、まず国内での交流というか、そういう入れ込み客を各地区増やしてくださいよみたいな、交流しましょよよということで動いているのに、これ、また、この交付事業で申請していけると考えている。僕、どちらかというと、普通に考えたら、国が単純にそれを認めてくれるのかなという感じはするんですけど、担当課としてはどう考えています。

○森本商工観光課長　確かに、コロナ禍の影響で外国からの部分に関しては、もうほとんど壊滅的ではないかという状況に陥っているところでございまして、しかしながら、国内の観光客のいう部分とかそういった部分は、魅力あるところに引き寄せるといふ部分は必要だというふうに判断しておりまして。ですので、コロナ禍の見越した上で、マーケティングではないですけども調査をかけて、どういった形でこちらのほうに来ていただけるか、単純に通過していくんじゃないしに、こちらにとどまっていたいただけるかという単価を上げていくような取組を考えていこうというふうに6団体のほうで考えておるところでございます。それをもって申請させていただくという形を取らせていただこうと思っております。

○奥田委員　そこの辺のところ、ちょっともう一回、これ、東紀州全体でやっていることなんですけど、もう一遍ちょっとほかの4市町とも協議して、まずは、海外からとかそんなインバウンドじゃなくて、国内ということ、ちょっと方向転換を、方向転換じゃないけれども、ちょっと再考するべきじゃないかなという気はするけどね。このまま行ったら、これ、採択されませんよ、こんなの、国が今、言ったって。

もうすみません、以上です。

○森本商工観光課長　御指摘のとおり、コロナ禍の部分、こちらの影響をしっかりと見詰め直しての2次申請のほうに取り組みたいというふうに考えております。

○南委員長　他に。

その他のほうで、小川委員。

○小川委員　簡単にします。県の6月補正の中にね、豊かな自然の中で安心して楽しむ南部地域魅力発信事業というのがありまして、南部地域の自然体験の中に魅力発信ということで566万ぐらいの予算をつけられました。その中に、イベントの支援ということで300万ぐらいついておりますけれども、その南部地域の自然体験のイベントというのを、早う考えておくとほかの市とかに取られてしまうと

いうのがありますので、それをまず考えているのかというのが1点と、もう一点、これこそ真剣に考えないとみんなゼロになってしまうんじゃないかと思うんですけど、その南部地域への体験型教育旅行の促進というので537万、県が予算つけました。例えば、四日市からこの町へ来たとき、旅費が2,000円と宿泊費3,000円、教育旅行ですね、県内の学校、児童・生徒に南部地域の価値を認識してもらうために教育イベントをやるというような感じですか。熊野市さんなんかは、修学旅行の誘致もしておりますので、これ、1,500人ぐらいが枠になっているのかな、早うこれ、何とか取り組んでいかないと、みんな持っていかれるんじゃないかというのがあるんですけども、それで、今、考えておられますか。

○森本商工観光課長 情報のほう、ありがとうございます。県のほうにも、その情報を、頂いた情報を元に確認を取っておるところでございます、イベントに関しても、磯釣り大会等もありまして、まだやるかやらないかという判断にはなっていないんですけども、できるだけやりたいという方向にはおるんですけども、そういった部分に取り組めないかという部分は課内で検討を進めたいというふうに考えております。

あと、教育の部分の修学旅行生に関しましては、こちらのほうにも修学旅行ではないんですが、修学旅行等で施設を使った形でこちらのほうに来られるかというような問合せもちょっとあります。ですので、そういった方にもしっかりとこういったものがあるということを伝えながら、しっかりと情報発信のほうに努めたいと思っております。

○小川委員 修学旅行でなくても教育体験旅行というような形で、例えば漁業を体験させるとかそういうのもいいみたいで、あと、そんなもの、ぜひやってほしいと思います。

あと、熊野市と尾鷲市が交流するだけでも旅費としてつきますので、そういうのもぜひ検討してみたらどうかと思うんですけど、いかがですか。

○森本商工観光課長 ありがとうございます。しっかりと、熊野市、紀北町とか近隣とも話をしまして、しっかりと進めたいというふうに考えております。

○小川委員 枠がね、やっぱり1,500人ぐらいの枠なので、早う決めやんとみんな持っていかれるんじゃないかというのがありますので、ぜひ早急に頑張ってください。

○南委員長 お願いします。

○野田委員 商工観光ということで、することたくさんあると思うんですけど

も、今、先ほど出ました地方創生推進交付金事業、これはいろいろ継続事業だと思うんですが、それとは別個にというか、いろんな状況がどんどん変わってきています。今、コロナ禍の話もしていますけれども、私、一般質問でもちょっと言わせてもらったんですが、G o T oキャンペーン事業らというのは経済産業省がどんどん出てきていますし、観光キャンペーン、飲食キャンペーン、イベント等キャンペーン、商店街キャンペーン、こういうものを、これは地方創生臨時交付金とはまた関係ない別個ですけれども、やはり新しいものにやっぱりチャレンジするというのが、やはり自分たちのレベルも上げていくという部分になりますので、こういうのをちょっと考えてみていただけたらなと思うんですよ。それは、もう商工会議所等とかそういうのも含めて検討していただきたいなというふうに、まず1点思うんですけれども、これは、いろいろ新聞にも出てきていますし、こういうのを、国の分をキャッチすること自体が、この地域がまた伸びていく一つだと僕はもう思っていますので、いろんな飲食キャンペーンなんかについても、登録飲食店に使えるプレミアム食事券という2割相当が国で頂けるという形で使えますのでね。

あと、その観光キャンペーンなんかも、尾鷲の民宿等を使っていただく方にはクーポン等も発行してもらえますし、いろいろ使い方はあると思います。やっぱりこの流れに乗っていかんと、尾鷲自体があまり、よくないとは言いませんけれども、やっぱりそういう時流に乗っていくということが一つの大きなテーマかなと思いますが、その点いかがですか。これ、僕、資料あるでさ、渡しますよ、これ。

○森本商工観光課長 国のほうで取り組んでいるG o T oキャンペーンとか、私どももネットで随時でございますが情報収集にしっかりと努めておって、その情報等を尾鷲商工会議所ともお話ししながら、一体どういうことができるのかというふうなのは適宜お話を進めさせていただいておるところでございます。

いずれにしても、新しい取組というのは確かに常々考えていかなければいけない部分だと思っておりますので、我々としても課内でしっかりと検討して進めていきたいというふうには思っております。

○野田委員 次に、このプレミアム商品券の、この間、昨日、政策調整課に確認したんですけれども、委託料が500万という形を、今回3億円の経済効果を見込むということでやられるわけですけれども、この委託料500万というのは、やっぱりこれぐらいの規模になるとかかってくるんですか。商工観光のほうのデータから、どうなんですか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 この500万円の試算に関しましては、これま

でも行われてきましたプレミアム付商品券でかかった事業費、それと、恐らく今回の事業に関しましても商工会議所と一体となって事業するかと思います。そういったところ、担当レベルではありますけれども、打合せ等々を行った上で、実際に必要であろうという金額が、粗々ではありますけれども求めた結果が500万円ということとなっております。

○野田委員　今回、3億円ということでやるという方向ということですがけれども、やはり商工会議所とやるからには、やっぱり意見交換も、いつもやっていると思うんですけども、何か尾鷲のこれまでやってきたコツまみバルとかいろいろありますよね。そういうのに乗せていきながら、地域住民で尾鷲市民、周りの市民、地域住民の方にも理解していただくようなインパクトを与えていかんと、これまでやっていることと同じような形では僕はパワーが出ないと思っていますので、やっぱりそこら辺も含めて考えていただきたいと思います。

以上ですが。

○南委員長　要望ということで。

○野田委員　はい。

○三鬼（和）委員　昨日、政策調整へ出ておりまして、プレミアム商品券、商工課、商工観光課となって、1割でやるということなんですけど、この新型コロナウイルス感染症のメニューでやられるのか、ただ単なる1割して、これまでやってきたプレミアム商品券と一緒に、何かちょっと表現にも、いまいちちょっと、これまでのやつをそのまま新型コロナウイルスって上へ乗せただけみたいな感じになりますよね。近隣市町で、やっぱりこのウイルスで経済も動いていないのは確かですけど、生活も困窮に近いような状態というのか所得も減った人がおるということで給付金が出たわけじゃないですか。そういったものに照らし合わせた場合に、こういう単純な3万3,000発行するとかって、私はそうじゃないと思うよ。コロナでやるんやったら1万7,500人かな、給付、まずそこが基本にならなくちゃいけないし、その上で、これまでの1割というノウハウを生かして、2割にするか3割にするかってして、両方ともが生活に困っている方、それから経済が止まっておるところに、両方ともになるような表現じゃなかったら、コロナでのプレミアム商品券発行するという意味合いが薄いんじゃないかな。国へ申請するのも薄いんじゃないかなと思いますよ。たまたま申請して、財政の関係で1割ってしてありますけどね、本当に真剣に市民を助けるとか意味というか、尾鷲市をこのまま持ちこたえるという意味だったら、もっと違うんじゃないかなと思うんです。いかがです

か。あまりにも単調過ぎる、この申請の表現、基本計画か、実施計画へ乗せたのが単調過ぎる。これまでのプレミアム商品券やってきたのを、そのままボロアッパしておる程度かなとしか受け取れやんのやけど、その辺はどうなんですか。議論していないのかな。

- 森本商工観光課長　こちらの経済支援という観点で、商工観光課としてはいろんな角度からちょっと検討はさせていただいた部分はあります。おっしゃっていらっしゃるように商品券の配布とかそういった部分も当然あるかとは思いますが、示されました財源、1億何がしの財源の中でどういったことができるのかという中の割り振りの中で、商工観光として、この社会経済を、今、疲弊した尾鷲市内の経済を有効に活性化させる策は一体何なのかという点を少し考えながら、動くお金を大きく3億という形を取らせていただいた中で、1割のプレミアムをつけるというような考え方をもって計画させていただいたところでございます。ですので、今後、2次補正の部分もあるということでございますので、その点についても、総額、枠にしても3億でいいのか、プレミアム率も1割でいいのかという点につきましては、再度検討して協議していく必要があるというふうに考えております。
- 三鬼（和）委員　商業的な意味合いの市内の経済を動かすという考えであれば、これはこれでいいと思うんですけど、ただ、コロナ禍と言って国も支援しようかという中でやるのであれば、今、2次補正の分も含めて出ました。うちは、近隣の市町に比べて財政的に厳しいので、それは分からんでもないので、私もよく財政課へ行って財調を崩した場合どうなるのかということを含めて話はさせていただき、聞き取りをさせていただくこともあるんですけど、今回の場合は、やっぱり商業を動かすという、消費を動かすという部分と、それから、コロナで生活も止まっておる人を何とかする、できたらその給付金も上手に市内へ落としてもらうということ踏まえた考え方が肝要ではないかなと思うので、できたら、発行部数とかそんなのは商工会議所さんにもう最終的に詰めていただいたらいいとは思いますが、2次補正等々もこの財源に使えるのであれば、やっぱり2割、3割、何回もするとやっぱり経費が余分に要っていくので、1回しかできやんと、経費のことを考えると1回しかできやんと思うんですけど、2次補正でもし見込めるのであれば、財政が許されるのであれば、やっぱり2割、3割の商品券を発行すべきじゃないかと思うんですけど、そういったことの議論とか考え方はいかがですか。
- 森本商工観光課長　御指摘のとおり、2次補正の部分も含めまして、財源の部分変わってきます。ですので、プレミアム率1割が本当に妥当なのか、2割なのか、

3割なのか、一体どれが有効なのかという部分をしっかりと協議させていただきたいというふうに考えております。

○南委員長 簡潔に。かなり超過しておりますので。

もしやったら、もう休憩しますし。

○奥田委員 1点だけ。

○南委員長 お願いします。

○奥田委員 1点だけ、簡潔に。

今のね、プレミアム商品券なんですけれども、私は一定の評価をしたいと思うんですけど、ただ、やっぱり遅いですよね、これね。やっぱり市内経済の喚起ということを考えたら、もう熊野市なんかはね、もう第1次補正の関係で、もうその10万円の国からの交付金の申請用紙と一緒に、1人1万円のね、レインボー商品券、もう発送しておるわけですよ。今回、第2弾ということで、もう6月12日に第2次補正を見込んで、また、このプレミアム付きの商品券、プレミアムが40%あるというんだね、1万円に対して1万4,000円。これは、1世帯当たり5万円、限度額ということでね、相当なインパクトあるものを次から次にやっておることがあるもんでね、これ、もうスピード感を持ってね、僕はやってほしいんですよ、これね。やるならやるで、もう早めにもう市民に周知して、またこういうことをやりますと言ったほうがええと思うし。昨日の話を聞いておっても、本当にやるかどうか分からないですとかね、そういうことを言うておるし。

それとね、一つだけ、すみません、僕ちょっと課長に申し上げたい。課長というか市長やな。

今回、三鬼和昭委員がね、一般質問で、このプレミアム付商品券の話をして、20%、30%の話もされてましたよね。市長も一緒になって、いや、10%、20%、30%にする検討しておるんですよみたいな言い方をして、僕はてっきり30%やるのかなと思ってたんですよ。思っておった、僕は、本気で思った、議場で。やるのかなって、30%やるのかなって。だって、熊野が40%ですからね。それ、下回っておるけど、30%を僕もやるのかなと、僕、本気で思いましたよ。それを昨日聞いたら、もう5月25日の県への実施計画では1割でしたって、10%でした。それならそれ、そう答えなあかんやないですか。今、リップサービスする時期じゃないでしょう、その。ほんまにやるなら、やると言わな。それをね…

○南委員長 市長に言うことであってさ、この今の政策的なことやで、担当課で

は大変困ると思います。

- 奥田委員　だからね、だからね、担当課長もね、その辺のことを言うたらないかんですよ、市長に。僕、市長のせいやと、市長が悪いと思うけれどもね、もう1割で申請しておるんでしょ、これ、1割だから。各課が1次補正の何を上げようかと言うて話し合った上でやっておるわけでしょう。3億に対して3,000万円上乘せするというので申請したわけでしょう。だったら、それで答えな。僕は、昨日の、5月25日の、昨日出してきた資料でもね、一般質問の前に当然出すべきやと思うけれども、もう本当に不毛な時間の無駄な議論ばかりしておったんです、あの3日間の一般質問、何だったかなと僕は思うんやけれども。無駄な議論ばかりしておるんさね。あなた方の資料の出し方、やり方。はっきり一般質問のときでも1割ですと言えばええ話やないですか。僕、それをね、担当課でも言うてやっってください、市長に。もう、手挙げて。1割で25日に申請していますから、今、1割で動いていますと。もう20%、30%の期待を持たせるようなことを言うなど、市長に対しても。市民が誤解しますよ、これ。僕も誤解したもん。僕自身が誤解したんやでね。みんな、そう思ったです、あれを聞いておったら。30%でやってくれるんかと思って。蓋を開けたら1割しか申請していないって、今も1割しかできませんという話でしょう。もう市民をばかにしたらいけませんよ、これ。スピード感を持ってやらなあかんのやし。もう、そういうことで、課長、お願いしますよ、もう本当に。もう、どうなっているんですか、今の尾鷲市は。

- 森本商工観光課長　御指摘のとおり、スケジュール感等もしっかりと示して御報告させていただきたいと思っております。

- 南委員長　じゃ、商工観光、終わります。

午後は1時40分からといたします。ありがとうございました。

(休憩　午後　0時26分)

(再開　午後　1時39分)

- 南委員長　休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、建設課、議案47号の説明を求めます。

- 内山建設課長　それでは、議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算書(第3号)及び予算説明書に基づき、建設課に係る予算について説明させていただきます。

通知します。

補正予算書の22、23ページを御覧ください。

7款土木費、3項河川費、1目河川総務費につきましては、補正前の額773万円に対しまして補正額167万円を増額し、940万円とするものでございます。

財源内訳は、一般財源の167万円の増額でございます。これは、河川改良事業の建物等調査業務委託料167万円でございます。

業務の内容につきましては、昨年10月の集中豪雨により被災した岡の川の災害復旧工事の現場に隣接している建物に異常が生じていると今年度に入ってから建物管理者の方から報告があったため、これから工事が本格的に始まることにより工事の影響の関連性を証明するためにも、できる限り早い時期に建物内部や外部の損傷などの建物調査を行う必要が出てきました。緊急にこのような調査が必要になったため、まず、既決予算を流用させていただき調査業務をさせていただき、今回の補正に本業務に係る予算167万円を計上させていただきました。

詳細につきましては、港湾土木都市計画係長の岡田より説明させていただきます。

○岡田建設課係長 通知します。

行政常任委員会資料の1ページを御覧ください。

岡の川災害普及工事に伴う建物等調査業務についてでございます。

現状としまして、今年度に入り建物に異常が生じてきたと管理者の方から報告があり、建物の状態について聞き取り、立会いを行いました。

建物の上空から見た写真、1階の間取り図、2階の間取り図を表記しておりますが、その中間取り図に番号をつけている部分になります。1階、①建物玄関の観音開きの右側が、きーと異常音が生じる。②部屋と部屋の区切りの引き戸が重くなった。③トイレの隅の壁の中の水道管が破裂した、2階、④西側部屋の窓が外壁がなくなったことで風が強くなり、風雨になると雨漏りが生じるようになったと聞き取りを行いました。

対応としまして、これから工事が本格的に始まり、立会い箇所を含め、今後において工事の影響の関連性を証明するためにも、できる限り早い時期に建物調査を行う必要があり、本体工事の工程に支障が生じないように対応します。

通知します。

委員会資料の2ページを御覧ください。

建物等調査業務委託について、業務内容としまして、建物内部と外部の損傷や水平調査及び高低等の測定を行い、建物内部と外部の状況写真の撮影を行います。

業務委託料として、設計額167万円です。

建物調査を行う理由としましては、工事後に発覚した家屋の破損と工事の影響の関連性を証明するためです。

工事で振動が生じると、近隣住民の方は、振動で家が壊れないだろうかという心配をされると思われます。心配された方は、それまで気づかなかった破損箇所にも初めて気づくこともあります。そのような破損箇所が、工事の影響によるものなのか、以前からあったものかを証明するために、建物の写真や地盤の高さ、傾きを調査しておくことは非常に重要です。写真という客観的な資料を基に、近隣の方と検証を行えば、感情に左右されない冷静な判断が取れます。

調査する項目として、建物の内部と外部の損傷や水平調査、高低測定等を行います。

委員会資料の3ページを御覧ください。

上段の写真は、対岸から撮影した状況写真になります。

下段の写真は、上空から撮影した状況写真になります。

説明は以上となります。

○内山建設課長 以上で建設課に係る補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議していただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○三鬼（和）委員 今、説明していただいたんですけど、これは、質疑にもありましたように、もう既にやっておるんやろう。でも、これって、業務委託をこれからするという案内しかないの、現状もう業務委託して進んでおるんじゃないんですか。状況を把握しておるんじゃないんですか、違うんですか。

○内山建設課長 まず、工事にかかる前の調査と、それから工事が完成後に終わった時に調査をします。その前と前後での差を見ます。その調査に当たります、今回の建物調査は。

○三鬼（和）委員 そういうやるというのは分かるんやけど、質問しておることは違うで。もう質疑の中で既に流用してやってしまったって言ったじゃないですか。それやのに、これ、今のこの資料は、これから業務委託を行いますよという説明しかないによって、それ、時系列から言ったらおかしいやろう。業務委託した会社がどこであるとか、もう既にやっておるんやったら。それをして、今現状としてどこまで業務委託していますよというところを出さなんたらさ。今から新規じゃないんやろう、これ、もう。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員 おかしいやん。

○内山建設課長　　まず、この業務委託をする必要性があるということで、この資料を作成しております。

今、三鬼委員さんが言われたように、今どうなんやということで、今、4月23日に熊野のほうのコンサル会社と契約をしております。それで、契約金額としましては、今、154万円ということになっております。

それで、今現在としましては、4月の末に建物の調査のほう、終わっております。それで、工事が完成後に、また新たに調査を行うというふうな工程でございます。

○三鬼（和）委員　　言いたいのは、お宅らが知っておるか知ってか分かりませんが、この委員会を審査するに当たって、市長と副市長がここへ出てきて、こういう流用したことについてってわびを頭下げて言ったんさ。言ったんさ。そういうことを踏まえて、この事業は、もう既に進んでおるわけやで、もう流用したことはやむを得んだろうって議会側も理解しようとしたわけですよ。それで、それで進んでおるのに、これは業務委託これからしようかという、予算の説明やでしようかというのとは分らないでもないけど、これをした上で現行の業務委託の会社とか、今言ったような会社とか、金額とか、どこまで調査をしたというのを資料つけてくれやなんだからさ、もう進んでおるんやろう、今、話されたように。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員　　委員長、どうなんですか、これ。この資料では業務委託料のあれで、これからやろうとする事業だけで、もう既にやっておるわけですので、現状やっておるところの結果報告も頂きたいなと思うんですけど、いかがですか。

○南委員長　　三鬼和昭委員の言われておることは十分理解できるし、今回、委員会の冒頭で市長からこの流用の件についての、おわびじゃなしに謝罪があり、ある意味では、議会として流用は一応、公の流用はできるということなので、理解は既にしておるわけなんですからけれども、三鬼和昭委員言われますように、先ほどの課長の説明は、この予算について、本当にこれから業務委託してスタートするんですよというような説明のやり方にしか取れないように感じましたが、もし、今でも、大体先ほどだと、現在進行形の説明を頂いたんですけども、もしよかったら改めて時系列に説明をしていただければ審査としてよく分かるんじゃないかなというような思いがいたしておりますので。資料については、また後ほどでも結構でございますが、現在進行形の形だけ改めて時系列で説明を願いたいと思います。

○内山建設課長　　先ほど説明させていただいて、4月23日に契約をしまして、それで、4月27日、28日にかけて建物調査を行っております。

まず、27日については1階の部屋をし、それから、2階一部、それから、28日については、2階残りの部分と、あと、外側の部分を調査しております。

それで、この成果品につきましては、建物の事前調査については1回成果品は出ております。

それで、今後、工事が完成後、再度事後調査をしますので、その成果品と併せて改めて報告させていただきたいと思っております。

○三鬼（和）委員 後でいいですもんで、その辺の今口頭で説明してくれた現状をまた資料としてください。

あと、この業務委託で今調査しておるわけなんですけど、これによって何か補償せんらんこととか、そんなのは生じる可能性というのはどうなんですか、現状の中では。

○内山建設課長 この建物調査後、建物に変状が生じた場合、それがこの工事が明らかと証明された場合においては、請負業者と協議を重ねて、本工事の契約書に基づいて進めていきたいと思っております。

ただ、そのようにならないように、今現在、請負業者の方についても、私ら監督についても、常に現場を監督しつつ丁寧な施工を努めていますので、そういうふうにならないようにこれからもやっていきたいと考えております。

○三鬼（和）委員 じゃ、確認としまして、あくまでこの業務調査については、この護岸工事をやるに当たって、ここの建物とかそういったのに影響がない工事完成をするということで、業務委託というか、事前に調査していただきながらやっておるということで、それ以外の、それ以前のものとかは全然関係ないわけですね。

○内山建設課長 今回言われました先ほど説明させていただいた件につきましては、当事者の方ともいろいろ話をしまして、この工事についてのやっぱり証明、立証というのは難しいことで、これについては無理ですよと。今回工事についてちゃんと説明がつけられる、立証できるものについてということで説明しておりますので、そこら辺は一定理解をしていただいております。

○奥田委員 すみません、ちょっと確認。

今のお話だと、この委託料というのは、ここの管理者の方から、この4点ほど、これ、書いていますよね。こういう支障があるからということでの調査じゃないんですか、これは。じゃないんですか。ちょっと言っている意味がよく分からないんですけど、工事の事前は、事前調査は終わりましたと。事後のをまたもらいます。これは工事による影響ですよ。今回は、台風の復旧工事か、復旧工事をやったと

ころの、いや……。これ、どういう意味なんやろうな。ちょっとすみません。

○内山建設課長 先ほど建物調査の係長から説明あったように、何かがあったときに、市工事をします、近隣で工事をします、振動が起きました、そこで、前にあった箇所、破損しておったとかひびであった箇所がこの工事であったかのように思われる可能性も出てきます。そういうふうなことがないようにということで、今回のこの建物調査を実施しております。

だで、今回、今、事前に4月に管理者の方から言われた4点については、工事との関連性が立証できないものですから、それについては補償対象外ですよと。

ただ、工事でそういうふうに支障が出ましたよとなって、それが支障が立証されたときには、補償の対象内ですよというふうなことでございます。

○奥田委員 そうすると、この4点ほどね、例えば、これ、部屋と部屋の区切りの引き戸が重くなったとかいろいろあるじゃないですか、トイレの隅の壁の中の水道管が破裂したとか、これは、これまでの工事とは関連性はなかったということですか。

○内山建設課長 この工事との関連性が立証できないですから、だで、それはもう対象外ですよと、補償の対象外ですよということです。

だで、いつにこういうふうになったか分からんでしょう。いつになったか分からんものを、私らもこの工事でというふうな補償できないでしょう。立証できるものしか補償はできませんよね。

(「うん」と呼ぶ者あり)

○内山建設課長 だもんで、そのために今回建物調査を実施させていただきました。

○奥田委員 そうすると、この管理者の方が言うてきたこの4点については、今までやっているこの工事とは関係がなかったという、それは、もう管理者の人は納得していただいたということやね。そういうことになるの。今後の工事で影響あるものについては、何らかの補償せなあかん可能性もあるということですか。ちょっと、よく分かりにくいけどな。ですか。

○南委員長 課長、工事の影響じゃないにしろ、その災害の、10月に起きた災害で影響はあったということは考えられないんですか。それだけ、1点。課長、そういうことでしょうか。

○内山建設課長 いや、あのね、この当初、災害があったときに、建物の管理者の方から、別にそういうふうな支障はないですよと聞いております。

○南委員長　　ないよね。

○内山建設課長　　聞いております。ですから、そのときに建物調査等は入れておりません。

ただ、この4月に入って私が異動で来ましたのでまたよろしく申し上げますって言うた挨拶したときにこのような話を聞きました、4点ほどの支障が出てきたんやと。ということで、それじゃ、このまま放っておけんよって、これから本工事を本格的にかかる中で、もっといろんなことが出てきたらまずいなということで建物調査を実施したいということで実施させていただきました。

ただ、この4点については、まだ工事が本格的に始まっていないまだこの時点では、まだ仮設道を作ったり、倒れた擁壁の撤去に取りかかろうという状況まででしたので、この工事に係る影響とは考えられないということで、それは当事者の方にも話をさせていただいて理解をしていただきました。

（「それは分かった」と呼ぶ者あり）

○内山建設課長　　はい。

ほんで、その後、今、本格的にブロック、大型ブロック、今、3段右岸側に積んでおるんですけども、それが今これからは左岸側のブロック積みをやっていくんですけども、そういうふうなときに本格的な工事でいろんな振動とか出てきて、どこかに支障が出てきた場合には、この工事で影響が出たと立証されたときには補償をする必要がございますので、そういうふうなときに、いろいろやっぱりこの工事で出たんやないかとか、そこら辺は第三者からも目で見え分かり理解しやすいように、もう事前に調査をしておくというふうなことで、今回進めてきております。

○南委員長　　よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ないようでしたら、建設課の審査事項を終了いたします。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

次に、教育委員会。

それでは、教育委員会の議案第47号の一般会計補正予算の説明を求めます。

○出口教育長　　教育委員会でございます。本日は、議案1本と、それから報告事項について担当課長及び担当のほうから御説明申し上げますので、どうぞよろしく申し上げます。

○南委員長　　じゃ、お願いします。

○山口教育総務課長　　総務課です、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について、補正予算書及び資料に基づき御説明いたします。

補正予算書、歳入の10ページ、11ページを御覧ください。

通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金21万9,000円の増額は、1節教育費補助金21万9,000円の増額で、学校臨時休業対策費補助金21万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症により市内小中学校が休校となったことに伴う学校給食のキャンセルに係る違約金に対する補助金になります。こちらにつきましては、歳出との関連がございますので、後ほど御説明させていただきます。

次に、歳出でございます。

補正予算書の22、23ページを御覧ください。

通知いたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、細目学校教育事務局費29万3,000円の増額で、21節補償、補填及び賠償金29万3,000円の増額は、先ほどの歳入で御説明いたしました学校給食のキャンセルに係る違約金になります。

詳細につきましては、先ほどの歳入と併せて、資料に基づき担当より御説明いたします。

通知いたします。

○永井教育総務課学校指導係主査　　それでは、資料1を御覧ください。

学校臨時休校に伴う学校給食費等補償費について御説明いたします。

内容につきましては、市内給食実施、小中学校のパン、牛乳の発注に対してキャンセルをしたことによる違約金に係る費用となります。

歳出科目は補償金で29万3,000円です。

内訳は、パンのキャンセル料10万2,458円、牛乳のキャンセル料19万397円です。

新型コロナウイルス感染症対策として学校が臨時休校となったことにより学校給食事業者に多大な影響が生じており、学校再開後の学校給食の円滑な実施が困難になるおそれがあり、学校給食の安定的な実施を図る観点から、国庫補助金を活用し

学校給食のキャンセル料を負担するものです。

歳入といたしましては、学校臨時休業対策費補助金 21万9,000円で、国庫負担4分の3、市負担4分の1です。

説明については以上となります。

○山口教育総務課長 以上が教育総務課の令和2年度尾鷲市一般会計予算（第3号）の説明でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方、御発言願います。

○楠委員 これは、国県の支出金とはなっているんですけど、実際そのキャンセルの期間というんですかね、急遽学校が休校になったということで生産者の人も大変だと思えるんですけど、そのキャンセルできる範囲とか、それ以降はもうキャンセルも関係ないよというところを、ちょっと時系列に教えていただけますか。

○山口教育総務課長 今回、3月2日から臨時休校が始まりました。3月分につきましては、3月24日以降が春休みとなりますので、2日から24日の分までが今回のキャンセルに伴う負担金の発生した部分ではあるんですけども、事業者、パンと牛乳、2社ございまして、こちらのほうが先ほど説明ありましたように10万2,456円と、牛乳のほうが19万397円ということなんですけど、これ、6日分相当がこのキャンセルに当たる食数といいますか期間になります。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○三鬼（和）委員 この資料は大体理解できて、今の説明も理解できたんですけど、ちょっと関連してあれなんですけど、これ、パンって、例えば尾鷲小学校とかって、米飯給食はやらないんですか。ちょっと、委員長、あれなんですけど、米飯というのか食育とか云々言っておって、たまたまパンだけしか、パンと牛乳の減額になっておるもんでお伺いするんですけど、尾鷲小学校とか、食育と言いながら給食の中で米飯給食はやらないんですか、教育委員会、どう考えているんですか、その辺。

○山口教育総務課長 委員御指摘のとおり、尾鷲小学校においてはパン給食ということで、現状週3回ほど、米飯、御飯を御家庭より持ってきておるような状況でございますので、パンについては2日間、週で言うと2日間程度ということになっております。

今言われた、今後、給食として取り入れないのかということだと思えるんですけれ

ども、現状、今の調理室等ではなかなかスペース等もないような状況がございました御家庭から持ってきておるような状況なんですけれども、今後につきましては、そういったことも当然考えていかなければならないことだとは考えておりますので、そこら辺もちょっと今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○三鬼（和）委員 一般質問でもないのに尾鷲中学校の給食については触れませんが、食育とか云々しておる中で、尾鷲小学校の父兄から、尾鷲小学校、パンばかりで、御飯のときは自分のところから持っていくもんで、これ、この給食の在り方はどうなんというような単純な質問も頂きましたので、尾鷲小学校のことを含めて給食の在り方を、何か9月か何かまでに結論を出したいみたいなことを一般質問か何かで言っていましたもんで、こういったことも併せまして、学校教育における食育とは何たるもんか、それに合わせた給食はどうあるべきかということ踏まえた結論の出し方をさせていただきたいと思っておりますので、どうですか、教育長、その辺は。

○出口教育長 委員のおっしゃるとおりでして、やはり米飯の給食も入れていく必要は今後あるかと思っておりますので。

ただ、設備等の問題もございますので、そこら辺も踏まえて、これからも考えていきたいというふうに思っています。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 付託案件についてないようですので、その他のほうの報告を求めます。

○山口教育総務課長 それでは、報告事項につきまして御説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症対策による奨学金貸与希望者の追加募集についてでございます。

こちらにつきましては、資料に基づき課長補佐より御説明いたします。

通知いたします。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 尾鷲市奨学金は、高校、大学等へ進学する学生で学資の十分でない者に対し奨学金を貸与し、卒業後、社会に貢献させることを目的とするもので、今年度、令和2年度の奨学金貸与者は、4月に開催されました奨学金貸与選考委員会において2名の方が決定し、既に貸与を開始しております。

今回、御説明させていただく件ですが、今年度の奨学金貸与者が2名と少なく、また、新型コロナウイルスの感染症の影響により家族の収入が減少し新たに学資支

援が必要となった学生への救済措置として教育委員より御提案があったことから、既決予算内の範囲で新たに募集しようとするものであります。

募集期間ですが、令和2年6月22日から7月10日、対象者は、本人または生計を一にする家族が尾鷲市に生活の本拠を有する学校に在学中の者で、家族の収入が昨年に比べて2割以上減少し、令和2年の収入が基準範囲内になる見込みであり、また、最終学年の平均成績が3.0以上の者であります。

貸与額ですが、これまでと同様ですが、大学、短大、専修学校生が年額30万円、高等専門学生が年額18万円、高校生が年額12万円で、貸与月は、7月、8月、12月の3期に各4か月分を貸与するものであります。

説明は以上です。

○南委員長 何名募集するの。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 予算内での範囲で。

○南委員長 いや、予算の範囲じゃなくて、何名募集するのというの。

○山口教育総務課長 こちらにつきましては、通常ですと大学枠が6名、高専枠2名、高校枠3名の計11名の枠で予算の構成をやっております。既に2名というのは大学枠1名の方と高専枠1名の方ですので、残りの大学枠5名、高専枠1名、高校枠3名の計9名の分が予算としてまだ残がありますので、その範囲内で募集をしたいと思っております。

○南委員長 分かりました。

これについて何か御質疑ありませんか。

○小川委員 今の国の奨学金ですか、給付型とか、それから高等教育無償化ということで奨学金拡充されておりますけど、本来のこの奨学金、月々幾らとかという奨学金の在り方自体、今、月々よりも入学金に困っている子供が多いので、前も言わせていただきましたけど、その在り方というのをちょっとぐらい考えたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○山口教育総務課長 委員おっしゃられたように、本市の奨学金は貸与型と言われるもので、貸し付けて無利子で返済頂くという、主に授業料に対しての奨学金だと考えております。

委員言われたように、入学金、入学資金についての奨学金というのは、ほかにもたくさんメニューがございます。例えば日本学生支援機構というところも、入学金及び授業料の奨学金というのも貸与しているような状況もありますので、それらをうまく組み合わせていただいて奨学金を借りていただいて、就学に努めていただく

という考え方の下、尾鷲市においてはこういった形でやらせていただいております。

現状どうかというと、かなりの方がいろんな組合せ、尾鷲市の奨学金と、プラス、先ほど言ったような日本学生支援機構であったり県の奨学金であったりのをうまく組み合わせながら活用していただいているようですので、そういった形で奨学金を有効に活用していただきたいと考えております。

○南委員長　　よろしいですか。

○奥田委員　　これは聞いて、これは、地元紙でもちょっと拝見しましたけどね、11名を予定、2名しかいなかった。今、少ないですね、これね、以外とね。それで、教育委員の提案でということなんですけど、この対象のね、この基準、生計を一にする家族の収入が昨年と比べ2割以上減少した者ということなんですけど、また、この6月22日から7月10日でしょう、期間短いやないですか。だから、こういうちょっと要件をね、できるだけ制約する、もう、これ下げてもらったほうがいいんじゃないの。またこれ証明するのに、また結構時間がかかるんじゃないかなって感じするんだけど、この2割ってどうやってするのか。こんなもの、もう、11人で2人しかいなかったんやで、もう追加募集という形で、もう提出するものをできるだけ少なく、非常事態ですね、今、したってもらえないかなと思うけど、どうですか。

○山口教育総務課長　　今回、コロナ対策ということで、先ほど委員さんが言われましたように、昨年度の収入と今年度の連続する3か月間、1月から3月でも結構ですし、コロナの影響というやっぱり3月以降なのかなと思っておるんですが、そういったコロナの影響によって学費が大変支払うのが困難になっておるような方を対象にということで今回の追加で募集させていただきました。例年は1月10日から3月15日ぐらいまで募集期間があるんですけども、そちらのほうは、今回2名ということで大変少なかったんですが、学校への紹介であったり、中学校、高校ですね、紹介であったり、また、地元紙であったり広報紙であったりと、目の届くような、必要な方の目の届くようなところには私どもとしては行っておるのかなというところで、今回そういった方ではなくコロナの影響でということで、従前ですとその前年の所得を見るんですけども、今回についてはコロナの影響ということで、前年に対して今年度がどうかというところで、3か月間の給与等を、明細等を持って来ていただければと考えております。そういった形で貸与していきたいと考えております。

○奥田委員　　何かちょっとインパクトが薄いというかね、本当にこれをやって、

また追加があつてほしいですけどね。もうなかなか募集ないんじゃないかなという気もせんでもないんですけど。

それでね、僕、ちょっと、ごめんね、熊野市のことを言うて申し訳ないけれども、熊野市は、もう5月1日の第1次補正ね、国のね、それを見込んで、これも奨学金貸付事業をやっておるんですわ。それを見るとね、これ、今、尾鷲市の場合、年額30万、18万、12万ってことは、月額2万5,000円、1万5,000円、1万円でしょう。これ、熊野市のを見るとね、もう、今、月額5万円出していて、さらにそれを5万円上乘せしてね、倍にしてね、月額5万円を10万円にするということを、もう5月1日の日に打ち出しておるわけですね、これね。そういうことを考えるとね、何かしょぼいんですわ、この尾鷲市ね。隣のこと比較したらあかんのやけれども、どうですかね、教育長、これ、この辺。これ、増額、もうこんな少ないんやったら、もうちょっと増額してあげるとかね、多少でも。そういう考えというのはないですか、この支給額。

○出口教育長　今の段階で増額ということは考えておりませんが、うちの奨学金につきましても、今、総務課長のほうも申し上げましたが、ほかの奨学金と併用してやっているケースが非常に多くございます。そして、うちの場合には全く無利子でございますので、ほかには有利子のものもございます。そして、それと併用してやられている方が非常に多いということで、今しばらくは、このような状況の中で続けていきたいというふうに考えております。

○三鬼（和）委員　今回の、先ほども触れましたように、募集期間は、もう少し幅を持たすほうが、どうなんですか、その辺が1点と、あと、この国の臨時交付金の中に、こういったメニューはなかったのですか。非常に、テレビなんかを見ておると、大学生がアルバイトとかそういうのをコロナ禍の中ではできないということで、学費が払えないということで、大学を途中で辞めざるを得ない学生が増えるのではないかということをお慮されておりますよね。そういったことが全国的なニュースでなっておることから、この臨時交付金の中には、こういったメニューはなかったのかなって。

あと、もしあるのであれば、地元の大学なり短大、高校もそうですけど、特に大学とか都会へ出ておる人たちのバックアップができたらいいのになと思うんですけど、そういったところは検討しなかったんですか。

○山口教育総務課長　先ほどの臨時交付金の話なんですけれども、確か大学等が、そのコロナの影響によって学生が大変困っていると、そういった方に免除した場合

は、直接国のほうから大学に補助するというようなメニューもございました。先ほども言っていました日本学生支援機構という大きな文科省の所管の独立行政法人があるんですけども、そちらで貸与しているのについても、コロナの対応ということで新たに創設されたような奨学金もございます。ですので、本市といたしましては、今回コロナでということのうちほうも打ち出ささせていただいたんですけど、先ほどから申し上げておりますように、いろんな形を組み合わせさせていただいて、返済のこともありますので、その辺は十分考えていただいておりますので、返すこと、お借りしていただけたらと思います。

以上です。

(「期間」と呼ぶ者あり)

- 山口教育総務課長 期間につきましては、おっしゃられる1か月もない期間ですので、そこはもうちょっと延長するような形も考えていきたいと思っております。
- 三鬼(和)委員 ない袖は振れないのであれもこれもとを言いませんけど、できましたら、もしそういうことで困っておられる方には、分かりやすく伝わるような手段だけは惜しまずやってほしいなと思っておりますのでお願いします。
- 奥田委員 先ほど奨学金のね、増額は考えていないって教育長、言われたんですけど、今の話を聞いておってもね、志摩市なんかは、もう4月の段階でね、もうよそへ下宿している子たちがアルバイトもできないと困っていて、食料や何やらを箱へ詰めてですよ、送ったと。そういう話を聞くとね、やっぱり子供たちのことを考えているんだなという気がするんやけれども、尾鷲市を見ておるとね、本当に子供たちのことを考えているのかなというね。一生懸命やられていると思うんですよ、教育委員会もね。でも、どうしても、これはよそと比較してしまうと、これはあかんですけれど、比較するとね、もう本当、頭痛になるんですよ。もうちょっと子供たちの視点に立って考えてやってほしいなという感じがするんですけど。その他へ入ったら、入ってしまうので、その他入っちゃいかんであれですけど、本当にこれ、奨学金、もうちょっと考えてやってももらえませんか、教育長。もっと教育、そういういろんな広い意味で、この子供たちの学生の子たちのことを考えませんか、教育長。もう我が子が大きくなって、もう関係なかったらそれでええということですかね。そう取れるんですよ、何か教育長。幼稚園のこともあれやし。もう、将来の子供たちのことを考えて、自分の子、孫もいるで、いらっしゃらないのかな。それは個人的なので言いませんけど。やっぱり尾鷲の教育長なんですから、尾鷲の子供たちのこと、もうちょっと真剣に考えてもらえないですかね、教育長、いろんな支線

策、ちょっと。

○出口教育長 本年につきましては、たまたま2名という少ない人数でございましたが、多いときにはやはり定員すれすれまで行くこともあり、年々、年によって随分と上下しているものがあります。

そして、この少ないということが、例えば貸与額が少ないから少ないのか、あるいはほかにもっと理由があるのか、そういうところもやはりきちっと精査をしてみた上で考えていくべき問題だろうというふうに思いますので、今しばらく様子を見ながら、どこに借りていただく方の数が伸びてこないのか、そういうことも一回きちっと考えていきたいというふうに思っています。

○奥田委員 そのね、今し方様子を見てというね。昨日も、確か市長は様子見をしてという言い方をしたと思うんやけれども、今、様子見している場合ですか、教育長、これ。これもう、もう結果が出ているわけじゃないですか、今年度も2人しか申請しなかったんでしょ。2人の方に貸出しで始めたということなんでしょう。結果は出ているわけじゃないですか。だったら、なぜこの4月の段階で、これ、5月か、5月初めかな、もう大分たっていますよね。なぜこれ2人しか出てこなかったんだ。これ、3月15日に締め切っているんですけど。3月10日でしたっけ。なぜ2人しか出てこなかったのかとかね、その検証をやっぱりきちっと今の段階で、もうしておるはずでしょう。していないんですか。今からやるんですか、これ。

○出口教育長 昨年度は借りていただいた方、9名おりました。今年は2名ということで確かに本年度は少ないんですが、昨年度は9名おりましたので、やはり今の状況の中で借りていただく、御利用していただく方も随分とみえるということですので、今年がなぜ少ないのかということは、もう少しやっぱり考えていかないといけないと思います。

○奥田委員 もう少しって、もうどれだけたっておるんですか、これ。3月15日に締め切って。去年9人、前年度9人いて2人だったら、えらいことですよ、これ。大分違うじゃないですか、これ。20%しかないわけでしょう、去年に比べたら。これ、えらいことやで、何か原因があるんじゃないかというね、そのぐらいの検証は、もう今のうちにしておかなあかんですよ。今から検証するんですか、それを。それ、遅過ぎますって。それで、これって、もう2人しかなかったんなら予算が浮いているわけですからね、じゃ、どうするかということをやっぱり早めに手を打たないと、これ。もう遅いですよ、これ、ほかの市町がやっているのにかかわらず。今から、これ、検証ですか。もう、僕は開いた口が。もう、今の尾鷲市、教育

委員会も、どうなっているのかなという気がしてなりませんけどね、もう。

○野田委員 課長にちょっと再度確認するんですけども、募集期間が先ほど三鬼委員のほうからありましたが、これについては本当に期間が短いというふうに考えるんですけども、募集要項等がないというんです、これ、また訂正した形でやられるということで、よろしい。何か月にするとか、今、言えないんかも分からんけれども、半年間ぐらいやるとか、どのようにされるんですか。

○山口教育総務課長 募集期間につきましては、従前ですと、貸与月、貸し出す月が5月と8月と12月の3回に分けて毎年やっております。今、もう6月ということで、7月から貸与したいという思いもあって、ちょっと一応7月中に締切りとさせていただいた経緯がございます。すぐに、もう8月の貸与がありますので、そういったことを踏まえて、今回7月中に募集の締切りとさせていただいたんですけども、先ほど御意見も頂きましたので、やり方としてはどうするのかちょっと今ここではなかなか判断できませんけれども、一旦7月10日までにして延長するのか、また、この期間自体を延ばすのかはまた戻って検討したいと思います。

○野田委員 この募集期間というか基準の書き方等もありますのでね、そこら辺ちょっと検討して、ちょっと長く様子見ていただきたいと思うんですけども。

それと、もう一つ、対象者のところで3か月ということのを課長言われたんですけども、生計の源泉徴収票ですか、1年間の比較できないですから3か月分の証明書をもってということ、そういうこと、これ、書いていないですけども、ここには、よろしいんですか。

○山口教育総務課長 ちょっとこちらの資料のほうについては、抜粋して資料とさせていただきますので、募集要項のほうにつきましては、書式もきちんと作って、それ用の、明細つけていただいて、その明細の金額を記入していただくような書式も既に作っておりますので、そういったことも募集要項のほうには記載させていただきます。

○南委員長 後で、募集要項のほうもね、お示ししていただいたらと思います。

○野田委員 教育長が無利子ということでは言われているんですが、この予算の範囲内とかという部分じゃなくて、今、2名で9名まだ大丈夫だという意味じゃなくて、これは、多いか少ないかというのは私も調査とかそういうのはしていませんけれども、もしこれ増えた場合は、補正とか何かとかそういうことは考えているんですか。もうこの範囲内で打切りという感じですか。

○山口教育総務課長 現状において予算の範囲内という形を取らせていただいて

います。募集を締め切った後、尾鷲市の貸与選考委員会というのがあります。そちらで協議していただいて、協議というか検討していただいて、貸与者の決定というふうに進みますので、そのその貸与の検討委員会でもどんな意見が出るか、もう、例えば9名という今の予算範囲内をオーバーした募集が来た場合、選考のときに、こういった方ももう入れるべきじゃないんかとか、いろんな意見、多分頂けるかと思っておりますので、その辺、また、補正対応するかどうか、その貸与選考委員会の中でもちょっと議論していただきたいなと思っております。

○野田委員 先ほど奥田委員のほうから、要は、今回2名、前回9名ということで、これ、教育長の前の教育長のときもそういう話が出まして、やはり使いやすい、または、関心の持てるやっぱり奨学金体制、奨学貸与体制を取らなアカんのじゃないかということは前からそういう意見があるわけなんですけれども、やはりその点は、やっぱり尾鷲から巣立って、大学とか尾鷲を離れていかれる方が、やっぱり借りやすい状況という分は常に追求すべきだと僕は個人的には思いますので、そこら辺も、今後の、今後というところはタイムリーな話ですけれども、常に頭に入れてもらってやっぱりやっていただくということは重要なことだと思いますので、その点ひとつよろしくをお願いします。教育長、いかがですか。

○出口教育長 確かに、せっきくのこういう制度ですので、本当にしっかり活用していただきたいという思いは、もう全く同じでございます。かつては、この制度の中でただお借りしていただくというだけでしたが、尾鷲市で5年間働いていただければ償還なしにするというような尾鷲へ人が戻っていただくことも同時に併せて学業のほうも一生懸命やっていただくという制度に切り替えてきたわけですが、また、さらに、野田委員おっしゃるように、さらに借りやすい利用しやすいような制度、これからも考えていきたいというふうに思っています。

○野田委員 教育のほうも、担当の方が、課長をはじめ代わられると、それがどこかでぶつつんしてしまっていて継続的な審議というか考えというのは庁内であまりやられていないのかという気が、僕、個人的にはしてしまいますのでね、やっぱりこういう大事なことはやっぱり温めて、次の担当の方も考えていただくようなシステムというか体制をつくっていただきたいと思っております。

以上です。

○小川委員 先ほどの支給型の奨学金のことをちょっと言わせていただいたんですけど、この4月からでしたかね、非課税世帯の子供さんに、大体、下宿代とかで90何万とか結構給付額が増えておりますよね。そういうのがあって申込みが少な

いんじゃないかというのもあるんですが、その点どうなんですか。結構ありますよね、結構な金額で給付されるというの。今、国から。大学の無償化も進んでいますし。その点、どのような把握されているんでしょうか。

○山口教育総務課長 給付型につきましては、言われるとおりに少ないですけども他市町でもやっておるような状況がありますので、やはり給付型と言いますと、貸与型に比べますと金額が低いような傾向にあると思います。

○小川委員 他市町じゃなくて、国が出しておる制度の中で、非課税世帯なら授業料、これにも載っていますけど、年間授業料70万減額されるとか入学金26万減額するとかそういうのがあって、奨学金減ってきているんじゃないですかということをおっしゃっていただいたんですけど、その点、把握していないんですか。

○山口教育総務課長 そうですね、最近言われるようにいろんな形の給付が国、県から出ております。確かに言われるようにそういった影響も多少あるのかなと思いますので、今後、尾鷲市における奨学金の在り方については、今後また検討していきたいと思います。

○南委員長 先ほどの3期に分けて貸与するというところで、8月分から貸与したいということで7月のこの10日までの募集期間ということなんですけれども、できるだけね、延ばしていただいて、周知徹底して、多くの方にね、応募していただくような最大の努力はしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、もう一件、生涯学習課のほうから、報告事項としてお願ひいたします。

○三鬼生涯学習課長 1点、生涯学習課から御報告させていただきます。

先般、中央公民館1階の玄関ホール、視聴覚室、小会議室の空調機が……。

ごめんなさい、失礼しました。

中央公民館1階の玄関ホール、視聴覚室、小会議室の空調機が故障いたしました。中央公民館という一般の方が利用される施設であり、視聴覚室は、現在、定額給付金の作業などで使用しております。気温も上昇しましてかなり暑くなってくる中で、直ちに修理の必要がございましたので、今回、既決予算の中におきまして一時流用して6月12日に修理をさせていただきましたので御報告申し上げます。

修繕費としましては41万8,000円で、何分緊急な対応ということで御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○南委員長 報告は以上です。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、教育委員会の審査を終わります。ありがとうございました。

続いて、議案がないんですけれども、環境課のほうから報告事項がありますので、報告をしていただきます。

10分間休憩します。

(休憩　午後　2時33分)

(再開　午後　2時40分)

○南委員長　　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

休憩中に奥田委員より市長の出席の要請がございましたが、今、市長がお客様対応ということでございますので、あえて副市長の同席を求めましたので御理解を賜りたいと思います。

それでは、環境課のまず報告だけ先に聞きたいと思いますのでよろしくお願ひします。ちょっとまず聞いてからにしてください。報告聞いてから。

○吉沢環境課長　　環境課です。よろしくお願ひします。

本年度令和2年度の清掃工場の工事に関する説明であります。令和2年4月の清掃工場視察の際に詳細な説明をする予定でありましたが、新型コロナウイルスの影響により中止となりましたので、工事予定の概要の説明を申し上げます。

それでは、委員会資料の1ページを御覧ください。

こちらの資料は、令和2年度の清掃工場の工事予定の概要を取りまとめたものであります。内容は掲載の内容のとおりであります。ポイントのみ簡潔に御説明をいたします。

まず、2号バグフィルタ補修及びろ布取替工事であります。

予算額7,700万円で、施工期間は5か月、炉の停止1か月程度の予定であります。

起工の理由は、記載のとおり耐用年数経過によるバグフィルタのろ布の交換のほか、前回、平成28年度の交換工事の際に、ろ布を支えるリテーナが経年劣化により腐食、破断等がかなり進行していることが確認されたため、適正な稼働のため、今回は、ろ布の交換工事に加え、リテーナの取替工事も行います。

施工内容は、記載の内容のとおりであります。

右下の写真を御覧ください。

これは、バグフィルタの交換時に上から撮影したものであります。ろ布を支える支柱となるリテーナは、御覧のような格子状の筒で294本あります。

次に、2ページを御覧ください。

1号焼却炉内耐火物補修工事、予算額4,950万円で、施工期間は5か月を予定しております。

起工の理由は、令和元年度の施設点検の結果、下の写真のとおり1号炉耐火物前壁、後壁の焼損、右壁レンガ上部4分の1の浮き上がりなどが確認され、このまま損傷が進みますと、耐火物の脱落やケーシングという耐火物の外側に貼られている鉄板の穴開き等が発生し、ごみ焼却を行うことが困難となることから、機能回復のための補修工事を行います。

施工内容及び損傷状況については、御覧のとおりであります。

次に、3ページを御覧ください。

2号誘引通風機シャフト交換工事、予算額605万円で、施工期間3か月程度の予定であります。

起工理由は、令和元年度の施設点検において機器設置から20年以上経過している誘引通風機のインペラ側のシャフトである内側の回転軸が経年劣化により擦り切れ減肉しており今後破損するリスクが高くなっていることから、施設の安全的な運転管理のための交換工事を行うものであります。

施工内容は記載のとおりで、現在の状況は、写真のとおりであります。

次に、4ページを御覧ください。

ごみ供給クレーン荷重計他取替工事、予算額693万円で、施工期間6か月程度の予定であります。

起工の理由であります、ごみ供給クレーン荷重計は平成3年度から使用しており、経年劣化により突発的な故障が起こるリスクが高くなっておりますので、施設の適正な運営のための取替工事を行います。

下の写真は、現在のごみ供給クレーン荷重計であります。

次に、5ページを御覧ください。

これは、清掃工場の全体的な施設のイメージ図であります。

今年度の工事箇所を示しております。

なお、ごみ供給クレーン荷重計については、制御室内に設置しておりますので、このイメージ図では図示をしております。

資料の1ページにお戻りください。

この四つの工事の発注予定であります。まず、2号バグフィルタ補修及びろ布交換工事については、前回の交換時、平成28年度は一般競争入札で発注をいたしましたが、本年度の工事については随意契約を予定しております。

随意契約とする理由は、今年度はリテーナの取替えも必要となりました。リテーナは、バグフィルタの重要部品であるところから、バグフィルタの設置業者でないと安定的な施工が行えないなどのことから、随意契約を予定しております。

次に、2ページを御覧ください。

1号焼却炉内耐火補修工事につきましては、清掃工場全体のトータルバランスの性能維持保証のため随意契約をする予定であります。

次に、3ページと4ページの2号誘引通風機シャフト交換工事とごみ供給クレーン加重計他取替工事につきましては、一般競争入札で行うことを予定しております。

本年度の清掃製造工場での工事概要の報告は以上であります。よろしくお願いたします。

○南委員長 ありがとうございます。

清掃工場における工事の予定について簡単に御報告を頂きましたけれども、特に御意見のある方、御発言をお願いいたしたいと思っております。

○三鬼（和）委員 この当初予算で計上されておったので交換年数かなと思うんですけど、あれですか、もう現場の方々がこれまでのバグフィルタ替えてくる中で、バグフィルタのそのものというか、バグフィルタそのものはどうなんですか。これまで替えてきた、交換してきた時期の傷みようというのかな、それと何ら遜色ないんですか。あれって法的にもう別に決められておるわけでもないし、どうなのかなと思うて。その辺は、ちょっとお伺い。これまでの経験から見てどうなんですか。

○西環境課係長 バグフィルタの消耗、経年劣化の話なんですけれども、どうしても施設点検内、毎年やっているんですけれども、こすれとか見えて、破損している状況になっているのが1点と、もう一つ、排ガス分析計のほうの数値のほうは、基準値のほうだんだん上がってきているという。この清掃工場の場合は、排ガス、煙突から出る煙ですよ、がもう基準値を超えると即焼却停止ということになりますので、その点で、もう4年ぐらいで毎年替えていますし、そういうふうな事情があります。

以上です。

○三鬼（和）委員 もう一点、これ、前回のときに、一般競争入札したときの会

社というか、今度随意契約する会社も変わらん……。全然違う会社になるんですか、どうなんですか。

○吉沢環境課長　今回の資料のほうを御覧になって、1ページに書いてあるとおりなんですけど、前回の交換は、このろ布、白い部分、ろ布の取替工事をしております。これについては一般競争入札で行えるということでさせていただいておったんですけど、今回は、しんのリテーナというバグフィルタの重要部品になりますので、これについては我々もいろいろ検討した中で、設置業者じゃないと安定的な施工が行えない、性能保証が行えないということがありましたので、今年度はこのリテーナの取替とバグフィルタのろ布の一式で随意契約でないと行えないと判断しております。

以上です。

○三鬼（和）委員　前回の一般契約された会社と今回随契する会社は、違うんですか。

○吉沢環境課長　一緒ですね、結果的に。

○奥田委員　まず、市長は待機していただいているということでしたよね。いつでも呼べると。

○南委員長　そうですよ。

○奥田委員　それ、お客さんが来ているから出られないというのは、ちょっといかがなものかという。

○南委員長　いや、今、お客さんがおるもんで。

○奥田委員　常任委員会です。

○南委員長　不可能でしょう、それは。

○奥田委員　常任委員会です。

○南委員長　そんなもの、無茶なことをあなた言うたらあかんわ。

○奥田委員　何ですか。

○南委員長　自分らが急に言うてさ、市長は、たまたまお客さんがおったもんで副市長に同席してもらったんやでさ、待機って、常にお客も取らんと待機じゃないですよ。やっぱり市長やでさ、いろんな忙しいで、お客も来ると思うで、そんなこと、あなた、言い出してきたら、あなた、あかんがな、これは。

○奥田委員　いやいや、あかんじゃなくて。

○南委員長　お客さん、おるもんでやでさ、ということやけど、まだ終わっていないじゃん、まだ。

○奥田委員 お客さん終わったらすぐ来てもらえるように言ってくれませんか。

○南委員長 今のこと、終わってからにして。

○奥田委員 お願いします。

○南委員長 今の工事発注なので、御意見ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ありませんか。

○野田委員 ちょっと先ほどの質問に関連するんですけれども、2号のバグフィルタ補修及びろ布取替ということで4点の今回工事があるわけですけれども、一般競争入札から随意契約ということでリテーナという重要な部分の取替えがあるから今回随意ということなんやけど、最終的に一般競争入札、随意契約ですから金額がどのようになるかという部分が一番気になる場所なんですけれども、仕事の内容も含めてですけれども。その点、競争入札じゃなくても、同程度の金額の検証というのは、そちらきちっとされていることができるのかということをお聞きしたいんですが。

○吉沢環境課長 予算の計上段階で、どこまでいたなるのか分かりませんが、我々もこの金額が妥当なものなのかということ、当然仕様書等を確認して予算を計上しておりますので、そういったことで御理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○奥田委員 今回ね、この四つの工事については、当初予算で認めているのであだこうだ言うつもりはないんですけれども、ただ、やっぱりこうやって見ると、もう一回、全部四つ足すと1億4,000万ぐらいになるんですかね。だから、あと5年ですか、6年ですか、もたしたらいいのに、もうちょっと節約できないのかなという思いはしますけど。

その中で、またこの随契という話が出ているんですけど。どうしようもないんですか、このろ布交換にしても、リテーナどうのこうのという話がありましたけれども、僕は、ちょっと、どうなんですか。もう、財政難の中で、少しでも安く抑えられんもの。それを考えると、やっぱり随契じゃなくて入札にしてほしいなという気が、そういう気がするんですけどね。もう無理ですか、これは。随契で行くんですか、これは。

○吉沢環境課長 まず、御指摘のとおり清掃工場については、近年、修繕費用とか多額な費用がかかっているのは事実です。ただ、これについては、どうしても高

温等で稼働状況が厳しいということで、適正に稼働するための修繕費用は一定程度必要で、近年大きくかかっているのは事実であります。

それで、少しでも経費を抑えるために、令和元年度に、平成7年度まで7年間何とか維持できるような必要最低限の修繕計画を作成いたしまして、それに基づいて今回もさせていただいております。

あと、このリテーナの関係なんですけれども、どうしても炉を休ませて工事をせなあかんということがありまして、市民生活回すのに、二つ炉があるんですけれども、なるべく休まさんほうがええということとありまして、安定的な施工のためにやっぱりこのリテーナという部品が重要な部品でありますので、今回は、発注業者、設置業者じゃないと行えないということで、環境技研とかいうコンサルにも一応確認をして、それはそういう判断はやむを得ないという見解を得ております。

それで、なるべく安く抑えようには努力はしているというつもりで、御理解のほうをお願いいたしたいと思います。

以上です。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、今、先ほど奥田委員さんよりか、市長の出席依頼の件で、今の、もしお客が帰ったら出席をしていただけるよう要請を再度いたしました。

○奥田委員 まだ来んのやね。

○南委員長 うん。

○吉沢環境課長 追加の報告をさせて、時間がよろしければ。

○南委員長 お願いします。

ええがな、座って、座ってで。

○吉沢環境課長 すみません。失礼します。

環境課のほうから、本課の車両の事故について報告のほうさせていただきます。

去る6月11日の木曜日、午前11時50分頃に、本課の職員がバキューム車でクリーンセンターから三木里の市の作業現場へ向かう途中、熊野尾鷲道路、新八鬼山トンネル内の入り口から約800メートル付近を走行中、トンネルの左側面と接触し、道路手すりの一部破損、当該車両の左側一部が破損する事故を起こしました。

幸いなことに、相手方もなく運転する本人もけがはなく物損のみの事故で済みましたが、今後このようなことがないように、より一層職員の交通安全の徹底に努め、

交通事故防止に取り組んでまいります。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○南委員長 はい。

奥田委員さん、その他のほうで。

○奥田委員 その他のほうで。

じゃ。

○南委員長 もう副市長はおるで。

○奥田委員 副市長。

○南委員長 市長は、お客が帰ったら来てくれると思うで。

○奥田委員 そうですか。それじゃ。

○野田委員 今の事故に関連して。

○南委員長 本当に。今の事故に関連して質疑あるそうです。すみません。

○野田委員 すみません、ちょっと確認。

この新八鬼山トンネルの破損ということは、原因は何で。居眠り運転ですか。

○吉沢環境課長 説明不足で申し訳ありません。運転中、制限速度を守って運転をしておったんですけど、トンネル入り口から800メートル付近で、右の前輪のタイヤというんですかね、何かこう、ぼんと踏んだような音があって、ハンドルをちょっと取られて、それを立て直すのに、大きな車両でありますので左の側面に当たってしもうたということです。

○野田委員 接すると言うから、そういう居眠りかと。ありがとうございます。

○奥田委員 広域ごみ処理施設の建設予定地のことでちょっと聞いてもいいですかね。それ、この前も一般質問でも楠委員とかが聞いてもらっていると思うんですけど、ただ、その正確、ちょっときちんとした答弁がなかったものですからちょっと確認だけさせてほしいんですけど、市長が言われるように、野球場を潰して代替地を今の火力発電所跡のところへ持っていくということで、その硬式野球場の整備で5,000万って話がありましたけど、その応分の負担は各市町がしてもらえんだと言われたことと、それは本当にそうなのかということ。

それから、その道路、道路のことを聞かれたときに、支障がないようにと言われませんでしたっけ、楠委員、ね。その支障がないってどういうことなのかな、ちょっとその2点。

○下村副市長 まず、4月10日の5市町の首長会議の席で、それぞれの議会、住民の方から、浸水域ではかなり厳しいという意見があるので、現在の尾鷲市営野球場を候補地にしていただけないかというような要請をまず受けました。

そういった中で尾鷲市としまして、市営野球場を候補地とすることを検討するというを前回の5月25日の全協でしたか、議会のほうへお示しさせていただきました。

それと、そうなれば、いわゆる市営野球場へ建設となると、市営野球場の立ち退きという形になると。市営野球場で硬式野球をやっておりますので、それに代わる代替地を探さなければならないと。

いろいろ考えさせていただきましたが、結構大きな面積が要ということで、旧市営グラウンド、消防の脇の、あそこにしても軟式野球程度なら、軟式野球でも道路に飛び込むようなレフト側がちょっと狭いということもありまして、硬式野球となるとちょっと厳しいのではないかとということもいろいろ考えながら、旧火力構内を候補地とするというお話をさせていただいたものであります。

あと、取付け道路につきましては、現在のところ、市営野球場へ進入するのは毎週1回の軟式野球連盟のメンバーさんがチームで入っていくと。それ以外には、周辺の事業所さんの車の往来しかありませんが、パッカー車等が日に何十台か入るとなれば、当然擦れ違いをしなくてはならないということで、拡幅、それと排水溝の整備は当然必要になってくるかなというお話をさせていただいたものであります。

○奥田委員　いやいや、その火力構内のほうへ、その代替地を持って行くということ、僕、それを聞いているんじゃないかと、応分の負担ということ、各市町が、その代替地を整備するのに応分の負担をしていただけるということ、市長が言われたもので、それは本当にそうなのかということ、ちょっと。本当に出してもらえるのかなということ、聞いているんです。

○加藤市長　今回、広域ごみの話と、こういう報告がなかったんでしょう。

まず、今回の、さっき副市長が申し上げたとおりです。4月10日の日に、要するに中電の跡地全てを含めて、要するに、議会から、住民からというような話は全くそのとおりでして、そのときに、要は4市町の首長から、何度もお話ししているように市営野球場を何とか候補地として検討していただけないかという要請がございました。

で、応分の負担やな。応分の負担ということは、当然4市町でも応分の負担はしますよということは、要するに、直接私はお伺いしました。

以上でございます。

○奥田委員　じゃ、間違いなく5,000万かかると言っていましたけれども、それなりの負担を各4市町もしてもらえるという理解でよろしいんですか。

○加藤市長　金額についてはどれぐらいかというようなことで、要するに5億5,000万ぐらいかかったあれですねって、これは正直言って熊野の野球場を参考にした数字を述べただけで、今後やっぱりその金額等については、当然5市町と交渉しなきゃならないというところでございます。

○奥田委員　そのところはね、その用地を購入するのか借りるのかというそういうお話もあるし、設備投資の関係もあるんで、早急にその辺のところを詰めないと、応分の負担と言って、本当にこれ、それなりに何億も出してくれるのかなという、尾鷲市の負担も出てくるでしょう、当然。その辺のところも財政計画の中で考えてほしいなということです。応分の負担はしてくれるということは言ってくれたんですね、そうしたらね。

○加藤市長　いずれにしろ、どこの市町でも、今、議会中なんですよね。議会が終わったら速やかに、当然先ほど副市長申し上げました現市営野球場についてもきちんと精査は、こっちのほうでやらなきゃならないし、もう全て附帯工事がどれぐらいかかるのかということも早急にやっていかなきゃならないし。おっしゃるとおり、そういう課題については全部、今、検討はしております。近々には、いつになるか分からないですけども、5市町の首長会議で、この辺、この広域ごみ処理施設の首長会議を近々には持たなきゃならないと。恐らく7月中に、7月のいつになるか分からないですけど、早くやっぱり開催しなきゃならないと、このように思っております。

○奥田委員　その辺のところをね、市長ね、慎重に。じゃないと、火力発電所跡にしても、附帯費用ですか、かさ上げが10億ぐらいかかって、あと、全部で15億かかるから、かかり過ぎるからといってね、変わった経緯もあるんで、そこはちょっと慎重に詰めてほしいと思うんですけど。

　もう一個、道ですけど、狭いところは3.8メートルかな、幅、4か所ぐらいあるみたいですけど、あそこを拡幅するということで動いているという理解でよろしいんですか。

○下村副市長　一番いいのは、311号線から直接専用道路が入ればいいんですが、それにはかなり経費がかかるということもありますし、やはり近隣事業所さんの理解を得ながら拡幅をするのがいいのか、直接入る方法があるのかということも現在検討しておるような状況です。

　いずれにせよ、経費のできるだけかからないような方向で、それと、各近隣事業所さんが御理解を頂けるような方向で進めていきたいと思っております。

○奥田委員　でも、専用道路ということだったら、また莫大なお金がかかりますんでね、できたらその拡幅ということで、のほうがよっぽど安いなという感じがするんですけど。これも早急に詰めてくださいね。これ、後で莫大なお金がかかるのでってなったらえらいことですので。

それで、最後に1点だけ市長にお伺いしたいんですけども、これ、僕、これ、市民の方からもたくさん問合せがあったんですけど、野田委員の一般質問の中で、この予定地について、中部電力でやりましょうと私は言ってきたと、いろいろ問題あるけれどということ。当初の話ですずっとやっておれば恐らく私は決まっていたと思う。問題が出て、浸水域の問題、やむなく、やむなくですよ、ほかの場所を見つけなきゃということで市営野球場になったんだというふうに言われているんですけど、これ、どういう意味なんですか、これ。これ、たくさんの方から、市民の方からの問合せがあったんですけど、市長は何を言っているんだということなんですけど。

○南委員長　奥田委員さんの言わんとする意図は分かるんですけども、あくまでも議員と、野田議員と市長の一般質問のやり取りでございますので、大事な大きなポイントになるかもしれませんがね、そこら辺のところは、ある程度御理解をしていただけませんかいね。

一般質問のね、やっぱり答弁でも市長の言葉でございますので、言動には責任を持つという意味で、市長。

○加藤市長　だから、中部電力の跡地で広域ごみ処理施設を建設予定候補地としてスタートしましょうって言ったのが平成30年の2月だった。それでずっとやってきたわけなんですよ、ずっと。だから、私も、だから、要するに議会でも説明して、それは何度も言いましたように、反対派もいましたけど、少数の反対の方もいらっしやいました。そういうことによって、各市町、市町というのか各地域をずっとこの辺のところを全部御説明させていただいたのが30年の6月ぐらいだったんですかね、5月か6月ぐらいに全部説明させていただいて。確かに地域の方々が反対される方は、本当に1人か2人ぐらいいらっしやったということ。しかし、おおむね、今回の中部電力との事業の内容について、当然、ごみ処理施設を使った排熱を産業の振興に生かして雇用を創出するという一つの中部電力の今回の流れがありますので、それについて、ずっと私ども、私としては、ずっとそれをベースにしながらやってきたと。

今回、いろいろありましたよね、建屋の話とか、それじゃ、それも駄目だったから、ほかの元の位置に戻したらどうですか。元に戻っただけですよという話もしま

したし。しかし、中電のほうから、第2ヤードのほうどうですかというような話の中でずっとやってきたと。最終的に、第2ヤードも、やっぱり浸水域にちょっとあれかなと。もちろん盛土はする形で言っているんですけども。その中で、要は丘陵地という高いところがあると。丘陵地も検討しながら中身も検証しましょうということで、結果的に丘陵地ではいろんな問題があって、そこには新しい事業を開発してやることは非常に時間とお金がかかるということで、やむなく断念しなきゃならないと、こういう話でございます。それで、結果的に、先ほど申しました4月10日の日に、各4市町の首長のほうからそういうお話があって、尾鷲市としては市営野球場について検討をさせていただきますということを申し上げて、議会でも一応報告させていただいたと、こういう経緯でございます。

○奥田委員　いや、あんまりもう、ちょっと僕の理解力がないのかあれかよく分かりませんが、当初の話ということは、発電所跡でやっておれば恐らく決まっていたって、その決まっていたという意味が。いろんな今問題があったからできなかったんでしょ。なぜ、ずっと当初の話で発電所跡でやっておったらできたんだって言えるんですか、それ。その意味が分からないんですよ。僕の理解力がないからですかね。でも、たくさんの方から問合せありました、これ。市長の発言がおかしいんじゃないかと。ちょっと市民の方に、これ、分かるように説明して。僕だけが分からなだけですから、いい。意味がさっぱり分かりませんね、市長ね、これね。誰の、人のせいにしちゃ駄目ですよ、これ、市長は。あなたの判断ミスなんだから。できたんですか、じゃ、発電所跡で、いろんな問題が出てきたのに。

○加藤市長　結果的に、こういう形に、中電の跡地でごみ焼却処理施設建設ができなかったことについては非常に残念に思っています。一つのやっぱり方向性、尾鷲市の、要するに産業の、尾鷲市の活性化ということの一つの柱がなくなったものですから、もう一度やっぱりそのところを再生していかなきゃならないということもありますし。

ただ、最終的に、そういう中電のごみ焼却ということについては、各市町については非常に市民サービスの中で最もやっぱり大事なそれぞれの市町の重要な事業だと思いますので、それは、やはり、どこの市町とも、このごみ焼却施設、要するに清掃工場の老朽化等々で悩んでいた、そういう形の中で、場所をきちんと決めておかないと次へ進めないということで、極力早く着手できるように我々としては今回のこの検討材料を早く解決して、何とか決定地にしたいと、このように考えた中でございます。

○奥田委員 委員長、答弁求めませんので、最後。

○南委員長 もう最後でお願いします。

○奥田委員 いや、これね、市長、今いろいろ言われて。もうちょっと、またはぐらかしていましたけどね。これ、そのまま取るとね、市長自らが発電所跡って決めたんで、俺が決めたんだと。それを周りは、我々議員も含めて要らんことを言わなければ決まっていたんだと。いろんな問題はあったけれども、かさ上げして、それも費用がかかるとか要らんことも言わんと、あそこへかさ上げしてね、俺が思うとおりにやっておれば決まっておったよと。それを費用がかかるとかいろんなことを言うやつもおるし、浸水域やと、というふうにしか僕には取れん。僕の理解力がないかもしれませんが、決まっておったんだと。議会も含めてうるさいこと言うし、それでもできなんだよと。答弁要りませんよ、僕の解釈です、これ。当初の話でずっとやっておれば、恐らく私は決まっていたと思うというね、この言い方というのは、ちょっとこう、市民をばかにしているというか、というふうに僕は、議会もばかにされているんだろうと思いますけど、私はそう取れたんですけどね。私の理解不足かもしれませんが、答弁要りません。

○村田議長 一言よろしいですか。

私、奥田さんに反論するんじゃないんですけれども、やっぱり議会の、自分が質問したことじゃなくって、ほかの議員が質問をされて、その答弁、それでいわゆるどうなんですかと聞かれることはいいですけれども、この委員会の場で、このことをどうなんだあなんだと言うことはいかなものかなと私は思いますんで、委員長。委員長に申し上げているんですが、思いますので。

それと、あと一つ、私は、議長の挨拶で各市町を回りました。そのときに首長さんとお会いしたんですけれども、さっきのあれですけれども、私はこのごみの焼却場の権限ありませんけれども、首長さんたちと話をしておるとね、やっぱり野球場がいいと。だから頼んだんだから、頼んだんだから、応分の、私たち、いろんなことを、諸費用については当然私たちは持たなあかんですよという言葉が各首長さんから聞かれたということだけ、余分ですが申し上げておきたいと思います。

○南委員長 ありがとうございます。

○奥田委員 僕は、野球場のことを言っておるわけじゃないですよ。応分の負担をね、僕は確認させてもらいましたけど。

ただ、その、この言い方はね、ちょっと議会に対しても私は失礼やと思うんですよ、この。当初の話では、私が言っていたことに従ってくれていたら決まっていた

んだというね。じゃ、議会審議、要らないじゃないですか。これ、議会を冒瀆していますよ、これ。市民をばかにしていますし。

(発言する者あり)

○奥田委員　　そういうことを言いたかったんです。

(発言する者あり)

○奥田委員　　だから、僕は。それは、賛成された方は。

(発言する者あり)

○奥田委員　　それは賛成した方もいらっしやいましたよ。浸水域だ、浸水域だという問題点をほかの市町からも言われているにもかかわらず、あそこがベストだと言われた議員もいましたしね。だから、それはいいと。でも、それ、問題点は分かったじゃないですか。

(発言する者あり)

○奥田委員　　じゃ、村田議員とか賛成していた方々、それでよかったと思いますか。あそこで決めておればよかったということですか。

(「いや、そういう意味じゃないよ」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　いやいや、もう。

○奥田委員　　それを、今、それを市長が言われておるわけですから。

○南委員長　　今ね、4市町のほうから野球場で検討していただだけませんかというような提案があって、あえて議会にも報告を頂いて、取りあえず、いろんな形の中で、一つの候補地としてですよ、野球場を検討しようという段階でございますので、今。その方向で進んできていることは、みんな、了解の下で僕はこの場におると。奥田さんの言うことも僕は十分理解はいたしたいと思っておりますけれども、やはり現在進行形の形というのは大事にしていかないかんということ。

1点、市長にお聞きしたいんですけどね、次の首長会議の予定というのは、もう決まっていますんですか。

○加藤市長　　まだ決まっておりませんが、大体の話については、私自身は9月ぐらいまでにはやはりこの場所を決定しないと、12月にいろんな、基本、一部事務組合をあれするため、12月の議会もやっぱりきちんといろんな規約や云々について了解頂かなきゃならないし、そのスケジュール感からしたら、やはり7月の初めぐらいにはこちらから打診したいと思っています、半ばぐらいまでには。だから、ほかの市町の関係もあるんですが、7月の初めぐらいには一応打診したいなとは思っているんですけどね。しかし、こちらのほうにしましても、いろんな宿題

がありますから、そこは検討しますということで、どういう回答をするのか、あとは中身のハード面のものをきちんと整理しなきゃならないですから、この二、三週間というのは、もう大変な作業になろうかと思うんですけど、それを整理した上で5市町の首長会議をお願いしたいと思っております。

○南委員長　大体のね、スケジュールは、最大の努力をしていただきたいんですけども、いずれにしろ、新野球場の建設について、もし移転が決まった場合ですよ、方向性が、当然4市町のほうも応分の負担はしていただけるもの、今の議長からもお話がございましたけれども、自分らもそういったことは信じてね、やっぱり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで、広域ごみのほうは終わりたいと思えます。

じゃ、環境課の審査も終わります。ありがとうございました。

10分間休憩します。

(休憩　午後　3時17分)

(再開　午後　3時25分)

○南委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

行政常任委員会に7議案が付託され、うち、コロナウイルス関係を含む条例改正が5本と、一般会計補正と特別会計の各1本ずつが付託をされて、審査を終了しておりますけれども、特に採決に当たって、この議案については、もう議員間討議というんですか、自由討議したほうがいいんじゃないかというような御意見の方がありましたら、その議案名と、その根について言っていただければ、一応形として議員間討論会を開催いたすこととしていきたいと思っておりますので、特段よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　議員間討議は特段ないということでございますので、それでは、この付託……。

○三鬼(和)委員　これは委員長が、現委員長が、この付託を受ける前に質疑をしておることなんですけど、私も先ほど指摘させていただきましたように、流用については、重々、安易に流用せず、議会にもきちっとした上で、かなり大きな金額ですので。議会とすれば、損害賠償についても100万円しか専決を認めていないということがありますので、流用については、やっぱり執行部も議会对応をおろそかにしないようにということだけ報告の中へ入れていただけたらと思います。

○南委員長　十分認識しておりますので、そのように報告はさせていただきたい

と思います。

他に特にございませんか。

○野田委員 政策調整課のところ、ちょっと、委員長にも先ほどというか言いましたけれども、この交付金実施計画というのがつくられておる中で、そして、それを基に政策実施をしていくという中で、議会との意見の調整というか整合性が保たれない状態の中で議論をするというのはいかがなものかと思しますので、そこら辺は委員長報告の中でしていただければと。

○南委員長 付託議案の範疇の下では報告させていただきたいと思えます。

(発言する者あり)

○野田委員 ちょっと分かんないけど、今の分かんない。

○南委員長 十分市長も認識されておると思えますので、第2次補正の件については、恐らく議会と十分相談しながら県のほうへ上げていくという言葉も頂いておりますので、ある程度できる範囲の報告はさせていただきます。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので付託議案の採決を取りたいと思えます。議案第42号、尾鷲市市税条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

続きまして、議案第43号、尾鷲市都市計画税条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第44号、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第45号、尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第46号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

最後に、議案第48号、令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 ありがとうございます。

付託された7議案、全会一致をもって委員会として可決をいたしました。

以上でございます。

2日間にわたり……。

○野田委員 すみません、教育委員会のところで、その奨学金の貸与の部分で、教育長のほうから、今回、要はニーズ性のあるというか使いやすい形の奨学金貸与というのは検討するということを言われましたので、その部分については、やっぱり継続的に、どう言うたらええんかな、要は、きちっと考えていただきたいということを、そういうのは、その委員会報告で言えるのかどうか分かりませんが……。

○南委員長 当然、奨学金の任命に議長と私が入っておりますので、当然、議長と相談をしながら教育委員会のほうへね、周知徹底なりね、幅の広い形のものをお願いいたします。

○野田委員 それ、よろしく申し上げます。

○南委員長 分かりました。

それじゃ、終わります。

月曜、火曜は休みです。水曜日、本会議、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(午後 3時30分 閉会)